

# 国八十回 参議院大蔵委員会議録第十三号

(昭和五十二年五月二十四日(火曜日)  
午前十時八分開会)

(二四〇)

委員の異動  
五月十九日 辞任 山崎 昇君

五月二十日 辞任 竹田 四郎君

補欠選任 和田 静夫君  
工藤 良平君

補欠選任 野坂 參三君  
渡辺 武君

補欠選任 竹田 四郎君  
渡辺 武君

補欠選任 野坂 參三君  
渡辺 武君

補欠選任 竹田 四郎君  
渡辺 武君

補欠選任 野坂 參三君  
渡辺 武君

補欠選任 竹田 四郎君  
渡辺 武君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

安田 隆明君

上條 勝久君

戸塚 進也君

野々山 一三君

三治 重信君

青井 政美君

河本嘉久藏君 佐々木 満君 坂野 重信君 中西 均君 一郎君 福井 勇君 一秋君 藤川 宮田 栗原 竹田 俊夫君 四郎君 福間 知之君 吉田忠三郎君 和田 静夫君 太田 淳夫君 鈴木 渡辺 橋本 一弘君 一弘君 敦君 野末 陳平君 福田 索藤 十朗君 赶夫君 秀男君 宏君 坊 奈藤 十朗君 赶夫君 秀男君 山内 宏君 德田 博美君

事務局側 常任委員会専門員 杉本 金馬君

説明員 大蔵省主税局総務課長 梅澤 節男君

参考人 日本銀行理事 中村 進君

う決定いたします。

○委員長(安田隆明君) 昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田四郎君 航空貨物のコンピューター化の問題については私賛成でありますけれども、しかし、その輸出入貨物のいろいろな諸届けとか書類というのは、まあ大分簡便にはなりつりますけれども、まだこの仕事というものは大変窓口が多いし、判この数はたくさんもらわなくちゃならないということと、港湾貨物についての処理といふのはもう少しスピード一にやらないと、これはせつかく船のスピードあるいは貨物の輸送についてはコンテナ化されるとか、あるいはラッピング化されるということと、荷物の動きは大変早くなっているのですが、どうも書類というの手数ばかりかかりまして、窓口は多いというのが業者関係の、もう少し簡素化してくれ、もう少し窓口を幾つも幾つも渡り歩かなくても、とにかくたとえばコンピューターに入れるように、一回入ればそれぞれのところでおーケーが出て、最後にはすべてがオーケーというものが出てくるような、そういう組織というものが非常に望まれているし、私の友人なんかでもそうした港湾の手続のコンピューター化ということで研究している

○委員長(安田隆明君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。  
昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案の審査のため、本日参考人として日本銀行理事中村進君の出席を求めるに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認め、さよ

う。 今度は成田になるでしょうけれども、航空貨物だけそれであって、ほかの方が進まないということであっても、これはやっぱり問題がある

と思ふんですね。ですから、航空貨物から手をかけ始めたという理解であれば、それも一つ理解できることなんですが、港湾の貨物のそうした事務的な手続というものは現在どんな方向へ向けて、これは関税局だけじゃなくて、むしろ港湾局あたりが非常に大きな指導性を發揮してくれなくちゃ困ると思うんですねけれども、その辺は一体どんなふうになっているんですか。

○政府委員(旦弘昌君) 御指摘のように、今回お願いをしております法案は航空貨物だけといちことで一応お願いしております。これが法案が通りました暁には、法律上は輸出輸入、両方できるわけでございますけれども、そのうちとりあえず輸入の分について着手してまいりたい、かようになります。それで一応めどのつきましたところで、輸出につきましても同様に考えてまいりたい、かようになります。

で、御指摘の海上貨物につきましては、これは私どもも将来とも電算化をする方向で検討してまいりたいと思っております。御指摘のありましたように、横浜あるいは神戸などにおきましては、海上貨物の電算化について、あるいは船の出入港についての電算化について御検討中であるやに聞いております。しかし、航空貨物と海上貨物の非常に違っております点は、航空貨物につきましてはIATAという国際機関がございまして、たとえば積み荷目録でありますとか、あるいはエアウエイ・ビルというような書式について国際的に統一されておりまして、一方、海上貨物の書類につきましては、たとえば船主保険などにつきましては、各船会社ごとに書式が違つておるというのが現状でございます。したがいまして、電算化をいたしますときにはそういう海上貨物の書類についてのまず書式の統一、あるいはコードナンバーの統一ということが先決ではないかというふうに考えておるわけでございます。

で、なぜこういうことになつたかと申しますと、海上運送というものは非常に歴史が長いものでございますから、非常に古いしきたりとか、あ

あるいは会社別の固有のそういう制度をなかなか変えるないという体制でございます。航空貨物は、非常にその点は新しい分野でございますので、初めから合理化が進んでおるという決定的な違いがあるわけでございます。そういうことで、まずその辺からかかりませんと、なかなか電算化に乗りにくいというのが実情でございまして、国際的にもそういう海上貨物の書式について統一する運動がござりますし、わが国におきましても四十九年の末ごろにJASTPROという民間の機関ができまして、その辺を国際協調のもとに検討しておる次第でございます。それらの成果を踏まえました上で、私どもいたしましても将来、海上貨物の電算化について検討をしていきたいと、かように考えております。

○竹田四郎君 おっしゃるように、そういう書式の統一というのは国内だけではなかなかできないわけで、国際的にやっぱりそうしたコンピュータに乗るような書式にしていかなくちゃならぬと思うんですけれども、そういう国際的な連携というようなものは民間ではとりつてあるわけでありますけれども、何かこととはそういう問題が一体、東京フウンドなどもあるわけでありますから、そういう面といつものも協調して、国際的な規格化というものをやっぱり進めなくちゃならぬと思うんですが、何か国際的にそういうような會議は持たれているわけですか。

○政府委員(旦弘昌君) 国際的な機関といたしましては、現在、国連の歐州経済委員会の中に貿易拡大委員会というのがございまして、その中で国際貿易手続簡易化作業部会というものが昭和三十五年に編成されておりまして、三十八年に貿易関係書式の原型を制定いたしまして、その後コードなどを検討いたしております。で、三十八年に示されました貿易関係書式の原型に基づきまして、わが国におきましても関係業界でこの原型にどういう手を加えたら日本の実情に適するかということを検討中でございます。先ほど申し上げましたJASTPROもその作業をするために設立

されたものでございまして、私ども、先般もたとえればイギリスのSITPROという同じような団体がございますが、その幹部が数回にわたって日本を訪れておりまして、それらと緊密な連携をとりつつ、いま検討を進めておるところでござります。

○竹田四郎君 この問題は港湾局、運輸省が主導権を取るのか、あるいは通産省が主導権を取つていくのか、おたくの方が主導権取つていくのか、これ、わかりませんけれども、そうした点でやっぱり早くひとつ国内の体制も必ずしも私はまだそれに対して踏み切つてはいるという体制ではないよううに聞いておりますけれども、そういう体制に踏み切つていただき、いまお話による三十五年というわけで、えらい昔から進んでいないということを示していると思うんですけども、船にしてもその他にしても、やっぱりハイスピードになってきてはいるわけですから、その辺はひとつ日本としてもやはり大きな主導権を發揮して早くひとつやつていただきたいということを強く要望しておきます。

それからもう一つは、ぼくが心配するのは、この電算化というものが進めば、大体そこでは人事問題というのが労組との間で必ず起きてくると思うんですけれども、この間の他の委員の質問では、税関労働組合の方とは話はついているということになりますが、これは全税関の人も関連するんじゃないかなと思いますけれども、片方だけではいけないわけでありまして、やはり両方が十分納得をした上で導入されなくちゃならぬと思うんですけども、片方の全税関の組合の方は、この話は現状段階ではどこまでいっているんですか。

○政府委員(旦弘君) 先般御答弁申し上げましたように、税関に二つ組合がございますが、その一つの税関労組につきましては、先般も組合交渉いたしまして、その際この内容につきましていろいろ質疑がございました。それからまた全税関の方からも同じような、近く組合交渉いたしますが、その際にもあるいは質問があるかもしませ

ん。しかし、現在までのところ、官側からもこのシステムが動き出しますとどういう勤務条件に変化があるか、あるいは仕事のやり方がどうなるのか、どう変わるとかということにつきましては、数次にわたりまして説明をしております。現在までのところ、両組合からも反対はないといふうにわれわれ理解しております。

ただ、何分新しい仕事でありますので、このシステムがとられるとな首切りにながりはしないかとか、あるいは労働過重になるのではないかとかいうような御心配があります。それももつともなことだと思います。で、私どもとしましてはそういう首切りにはつながらない、それから労働強化にはならない、むしろ今までの機械的な作業から解放されて、人間でなければできないような作業に重点を置いて仕事を運んでいくという方向に行くわけでございますので、その辺は今後とも十分説明をしまして、いたずらな不安のないように処理してまいりたい、かよう考えます。

○竹田四郎君 よく、税闘というのは組合が二つありますて、私どももときどき呼び出されてああだ、こうだと、こう言われることが多いんですけども、ひとつこの点はやっぱり両組合に十分納得してもらった上でスタートさせていただきよう間に、無用な摩擦や混乱をぜひ引き起こさせないよう、ひとつ十分にその点は御留意をいただきたいと思います。

それから I.D.A の問題について二、三お聞きをしておきたいと思うんですが、第四次の増資、これの各国の出資というんですか、出捐というんですか、この状況というのはもう全部終わっているんですねか、どうなんですか。まだ終わっていないところがあるんじゃないかと思うんですが、どうなんですか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 第四次増資は総額十五億ドルが予定されておったわけでござりますけれども、今日までに三十五億ドルが払い込み済みとなっております。したがいまして、十億ドル程度はまだ払い込みになつております。

訳は、アメリカが七億五千万ドル、イタリアが一億八千百万ドル、それからイス、これは貸し付けてございますが、六千六百万ドル、フィンランドが六百万ドル、そういうことになつております。ただし、これは先般総務会の決議におきまして、原則は三年間で分割払いをいたしまして、現在までに全部完了しておるのが望ましいわけでござりますが、加盟国のお希望がござりますと一年をずらしかつ、四年分割でも払い込みができるというふうな規定がございまして、米国とフィンランドはそれによりまして、二年分までがいままで払い込みが済んでおるわけでござります。アメリカにつきましては、三年分が近く払い込まれることでございますので、総務会決議のとおりには進んでいるわけでござります。イスにつきましては、これは加盟国ではありませんので、貸し付けを予定しておりましたがイスの国民投票で否決されましたので払い込みない、貸し付けられないということをございます。イタリアは引き受けの手続をまだしておりませんので、その意味でおくれている。別に約束したもののは不履行というごとではなくて、引き受けをまだしていないという状況でございます。

○竹田四郎君 アメリカの分というのが七億五千

万ドルですから大変大きいわけですが、アメリカ

といふのはよく言い出すときには言い出します

が、金の支払いといふのはもう非常に悪いんです

が、大国といいますか、そういうものが率先して

やらなければ私ならないと思うんですけれども、

いまの御説明でも、アメリカがなぜ三年間もおくれているかということは、これはやはりこれから

の第五次の場合についても、せっかく先にわれわれ協力して国会を通しても、ほかの国がそれができなくなることになりますと、やはり大国の義務を怠っていることに私はなると思うんですけど、アメリカがおくれているという理由は、金がないという形のみでは何と言えないよう私思ふんですけれども、これはどういうことなんですか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 確かにアメリカにつ

きましては、御指摘のような印象を私は受けないわけではありません。ただ、アメリカにはアメリカの国内事情がございますので、余り立ち入つたことは申し上げたくはございませんが、国際機関に対する出資につきまして、政府は熱心にやつておつたわけでございませんけれども、なかなか議會との関係で予算が組めないということで、私たちもがこうあつてほしくと思つたようですから、大蔵大臣なりに申しあげたところです。

○竹田四郎君 確かに大蔵大臣はございませんが、どうぞ日本に来ておられるんですから、大蔵大臣なりに申しあげましたように、別に国際的な取り決めに反しておくれているというわけでございません。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 実は、昨晩大臣とお話をしましたときも取り上げまして、彼の方から、

今後はおくれを取り戻すようにやりますと、

○竹田四郎君 国金局長にしてもそれから大蔵大臣にしても、新聞によると、ゆうべアメリカから

來た財務長官ですか、これに会つておるんです

ね。それで、きのうあたりのIMCの話等々の端

端に出てくる問題は、アメリカの民間銀行の債務

についてももっと国際機関がバックアップしてくれとか、言うならば、かなり勝手なことを言つて

いるわけですし、アメリカの民間銀行にしても、

一年おくれで四分割、これは大変に遅うございます。

したけれども、五次では、アメリカには選択の余地は四回といふ余地がございますが、それを三回

で支払おうと言つておりますので、これから事態は好転するんぢやないかと思つておるわけでござります。

○竹田四郎君 私は、LDCの諸国に対しても、

は、どちらも私どもは国際信義の上から見ても、あ

るいは大国の立場から見ましても余り適当でない

と思うんですね。この辺は、財務長官がいま

より日本に来ておられるんですから、大蔵大臣なりに申しあげたところです。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 実は、昨晩大臣とお話をしましたときも取り上げまして、彼の方から、

今後はおくれを取り戻すようにやりますと、

○竹田四郎君 お話をしましたときも取り上げまして、彼の方から、

今後はおくれを取り戻すようにやりますと、

○政府委員(藤岡眞佐夫君) お話をしましたときも取り上げまして、彼の方から、

今後はおくれを取り戻すようにやりますと、

○竹田四郎君 お話をしましたときも取り上げまして、彼の方から、

今後はおくれを取り戻すようにやりますと、

も、きのうお目にかかるときには、日本が貿易取支の黒字がどんどんたまっていくのを一体どうするんだ、アメリカは非常に赤字なんだというような話を、私直接会いましたから、そこで私は、それはそういうことがあるから、日本がいろんな政策において内需を刺激しまして、そして事業や雇用や、そういったようなもの、国内におけることを充実していくということによりまして資材を使いつか、あるいは雇用拡大による個人の消費と、いうものを刺激するということによって、でき得る限り日本の貿易を輸入の方に力を入れていくというようないま政策をとつておると。これは一遍に効果を生むということは私は考えませんけれども、漸次これが効果を生んでいくと、日本の経済が六・七%の成長を期待しておるということでも、これはことしだけの、五十二年度だけのことではないわけです。五十三年度にもそれに応じて、もちろん高度経済成長といったような夢を見るわけにはまいりませんけれども、だんだんと内需というのにウエートをかけていくことによつて輸出入のバランスというものは、とついくつもりであるというような、そういうような方針のもとに鋭意いるなんなどをやつておるんだと、こういう話をいたしました。

つたわけですが、四月はまた伸びてますね。それから通産省の輸出の認証統計を見ましてもそんなに傾向的には減ってないわけですね。そうなると相変わらず七億ドルの貿易赤字をことしは出すと、そして輸入をふやすと、いま大臣がおっしゃったように六・七の成長率はこれは完遂するんだと言つても、どうも輸出があえて、輸入はむしろ四月なんかは大減っていますね、通関統計で見ますと。こういう状態、特にこの中で見ますと、EC向けというのは逆に四月はあえでますな、大きくな。それから対米向けの自動車なんかにいたしましても大変ふえているんですが、ゆうべも恐らくそんな話がブルメンソールから出たんだろうと思ひますけれども、いまのような状態というのはどうなんですか。これは今後も継続していくんで、それが五月以降はぐんと落ちるんですか。それとも五月以降はぐんと落ちるんですか、輸入の方は伸びなくちゃいけないわけですが、その辺はどうなんですか。

万ドルということです、わりあいに低い数字になりましたが、これは御案内のように四月から重油の関税の引き上げがございますので、三月中にうんと入って、四月はその反動で減ったと、その差が六億ドルぐらいたしかござりますので、輸出、輸入両方不規則な要因がございますので、十七億八千万というふうな大きな貿易の黒が出たんじやないかと思います。

そこで、これから見通しありますが、最近の動きを見てますと、輸出につきましては、数量ベースでは伸びがかなり鈍化しております。価格が比較的まだ高いもんでござりますから、金額としてはふえておりますが、輸出量というものはかなり落ち込んできておりまして、伸びが鈍化しているということは言えるのじやないまです。それから輸入の方は、石油の不規則な動きが終わりますと、これから国内景気の上昇につれまして次第にふえていくと思いまして、ことしの一月から四月までに見られましたような大きな黒字が今後も続くということではなくて、黒字幅は減っていくというふうな感じが私どもはしておりますわけでございます。

○竹田四郎君 対米の問題では、テレビの問題は大体話がついたようありますけれども、自動車とか鉄鋼についてまだまだ必ずしも話がついておると私は思ひませんけれども、ゆうべもそれについて具体的に話が出たかどうかわからせんけれども、新聞の報ずるところでは、このままでいけばアメリカでは保護貿易主義の傾向が一層強まるだろうというようなことは新聞に書いてありましたけれども、ゆうべのところはそういう細かい話は全然なかったわけですか。あるいは長官との話はなかつたにしても、自動車とか鉄鋼についての今後のあり方、こういうものについては具体的に國內で何らかの措置をとるのかどうなのか。きのうあたり総理大臣としても、何か業界の首脳に会つて、特定の地域への集中豪雨的な輸出は自肅するようにならざることを公開の席上でおつしやつたようありますけれども、しかし、ただ単にそういう

うことで、この不況の中で何といつてももうかるものは輸出するしかないという現状でありますから、私はそう簡単に輸出が減るとは思いませんけれども、何か措置を講ずるわけですか、行政的な措置を。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) 昨日の坊大臣とブルメンソール長官との間の会談では個別商品についての話は出ませんでした。しかし、長官の方からアメリカの国際収支、なかなか貿易収支はことは相當大きな赤字になるんじやないか、まあ相当大きいというのは、これ本当に大きな、まあ二百億ドルを超えるような大きな数字でございましたけれども、そこで、それを放置しますと、その見合いとして黒字国もあるわけでございますんで、アメリカの議会にも保護主義的な動きが出るのが心配だというふうな問題提起はされました。それに対しまして大臣の方から、さつき御答弁申し上げましたように、国内の経済を拡大することによってこの貿易問題に対処していくという基本的な線を説明されたわけでござります。その際、長官としては六・七%は結構なんだが、輸出によって達成するのは困るんだと。これは当然でございますが、そういう懸念を表明されたのは事実でございます。それからなおアメリカも大きな赤字といいましても、それは必ずしも日本からの輸出だけで赤字があふえているわけではございませんので、その点を私は念を押しまして、どの程度石油の輸入が赤字に貢献しているのかということを聞きましたら、アメリカの赤字の半分ぐらいは、石油の輸入があふえたための赤字であるというお話をもらございましたので、すぐに日本の対米輸出問題に響くということではないということでございました。

先者の話から見ますと、これはどうも景氣そんなんによくならないというのが出ているわけなんですね。どうもその辺政府は希望的観測に私は過ぎるんではないんだろうかと、こういうふうに思うんですけれども、余り希望的な観測を参議院選挙を前に一生懸命やつておいて後がたつくなる。これはまた政治不信というものは私は大きくなるだらうと、こう思ふんですが。この辺は余りいまここで時間もありませんから議論しませんけれども、この辺はしかし本当のところをやっぱり国民に私は言うべきではないだらうかというふうに思ふんですが、まあこれについては御答弁要りません。

いんですが、主税局長、この間も主計局の次長から昭和六十一年には大変な国債の償還のお金が一兆くらいになると、こういう話なんですねけれども、これは六十一年を引くまでもなく、この前あたりからのいろいろな会議でお話でも、租税收入というものが特に高まつていくという、そういう目安はないわけでありますけれども、いずれにしても税制調査会に諮問をするということですが、諮問事項の重点ですね、去年もやりになりました、第一部会、第一部会の報告書を私どももいただきまして、大蔵省の方からメモを出して、それに対する調査会の委員の人たちのいろいろな意見が書いてあるのが羅列的に全般的に並べられていたわけですけれども、まあ参議院の選挙が終わったらもう早速その税制調査会に対する諮問となる。いうのは始めなければならないと思うんですけどけれども、諮問の重点というのはどういうところになりますか、どんなことを考えていらっしゃるんですですか。これは大蔵省が当然メモを出して、それに対して調査会の委員が答申をするという形になるのがこれは通例ですから、原案は恐らく大蔵省の方が出すわけでありますから、その辺の重点はどんなふうに考えていらっしゃいますか。

○政府委員(大倉眞隆君) 昨年六月以来の経緯だいま御質問の中でもお触れになったとおりでございますが、いわば昨年六月に当時の大蔵、自治

両大臣に出席していただき、こもごもお願ひいたことがその詰問と言えど詰問になるわけでございまして、それはいまある税制を今後負担の増加を求めるにすれば、どの税を最も適当と考えたいということございまして、いわばそれがずっと続いて生きているわけでござります。で、時間の関係で各部会ごとに審議がいま中断の形になつておりますが、私どもとしましては、自治省とも相談しながら、国会終了後できるだけ早く審議を再開していただきまして、この秋の任期切れまでは何らかの方向づけをしていただきたい。ただいまの御質問の中のより具体的な詰問を何がするのかということになりますと、実はそういうふうには考えておりません。いままでにお出ししてあるデータをさらに掘り下げる御議論を願いたい。このメモの中にはお出ししただけではほとんどまだ、何と申しますか突っ込んだ議論をしていただかない部分も残されておりますので、いわば私どもとしては議論の種はすべてお出ししてあるつもりでございまして、これを掘り下げていただいたて、さてどういう組み合わせで負担の増加を考えるのが一番よろしいかというのをこれから時間をかけてやっていただきたい。そういうことであります。

白だということになれば、あなたの職務怠慢ということになりますよ。だから重点方向——それは重點方向を出しても税制調査会から、いや、それはやめてこっちの方がいいよという意見があるかもしれませんよ、それは、諮問するんですから。しかし、重点方向というのはある程度決まらなければ、私も読み切れないほどあったわけですから、どちら、まあたくさんありました、何項目ありましたか、私も読めませんよ、それは、諮問するんですから。しかも、やつぱり重点方向というのは示すべきじゃないですか、読む際に。

○政府委員(大倉質隆君) 御趣旨はよくわかりますんですが、まあ私どもの考え方としましては、具体的なものをお見せをして、その是非を問うといふ行き方をもちろんございましょうけれども、やはり事柄が非常に重大でございますし、範囲の広い問題でございますので、個々の税目につきまして、今まで出されておる議論はとにかく、何と申しますか、できるだけフェアに全部御披露しました上で、税制調査会としてその対立する意見もございん書かれておりますから、どちらをおとりになる委員の方が多いのか、意見の大勢はどうであるのかということを聞いていくというやり方をとらせていただくわけでございます。事実表記の部会の審議におきましても必ずしも意見の統一を見ていない、むしろまだ意見の統一を見ない部分の方が多いという状況でございますから、これから審議の中で、しかし限られた時間でございますから、どちらかの方向に意見を集約していくしかなくてはならない。議論の材料というものは、やはりできるだけフェアに幅広く集めて、御審議の参考としてお出しする方がよからうといふつもりで、従来のようにやってきております。

具体的な作業としましては、従来の各答申におきましても、よいよ答申をいたさります前、ある程度の時間を置きまして、その答申の素案を作成するため、もう少し限られた人数での委員会となり部会なりということをつくっていただきこと

はござりますし、今回も恐らくそうなると思いま  
すけれども、そこまでにはもう少し総会なり部会  
なり専門委員の皆さんのお意見を全部お聞きする時  
間をいただいておかないと、何と申しますか、一  
方的に事務当局なりごく一部の委員なりの主張が  
先に出てしまって、ということになるのは、必ずしも  
調査会の運営として望ましくないのではないかと  
いう考え方で、從来からこういふ扱いをしていました  
だいておるわけでござります。

○竹田四郎君 私は、そういう、一応ほとんど全  
般的にわたってこれがいいかあれがいいかという  
意見を出してあるわけですね、大蔵省としては。  
それが深く来ているか浅く来ているか、これはい  
ろいろあるでしょう。しかし、そういうものをす  
でに出してあるんですから、もう恐らく第一次の  
各委員の意見、第一部会、第二部会の意見という  
ものはあそこに書かれているわけですね、大体の  
ところは、これからはそれをどう深く突っ込んで  
いくかということになろうと思ひますけれども、  
そういう面では私はもう少し大蔵省 자체が行政責  
任を持って、中心としたものを幾つか、それ全部  
やるかどうかはわかりませんけれども、中心とし  
たものを幾つか出して、やはり意見を聞くとい  
う方をしなければ、行政責任というものは私はい  
ないんじゃないかと思うんですね、大蔵大臣。(ま  
るで調査会の委員が決めたよ)で、主税局は何の  
ためにあるのか、たゞ資料づくりの役所にすぎない  
いという、こういうことになつちやうんじやない  
ですか。ですから、私は、その点では主税局は主  
税局で今日段階で何をどの税金をひとつ重点に検  
討してもらうんだというものを出すべきだと思  
いですよ。いろいろ出したって、初めからできな  
いようなものをしておるわけですから。もう少  
し詰問の仕方というものを重点的にやるのが、私  
はコンセンサスを得る上でもいいんじゃないいか  
んですか。いろいろ出しあつて、初めからできな  
いと思う。全部を一列に並べて、それで意見はいかが  
ですか、まさにこれでは大蔵省の責任逃れをや  
っているとしか思えないんですよ。ですから、この  
調査会、審議会に対する不信というものは、私は

あると思うんです。

これは大臣に伺いたいんですが、税制調査会のあり方 자체、今までのよな平板的なやり方でなしに、もっと効率的な、もっと重点的な調問の仕方といふものが私はあると思うんですが。これは総理大臣が調問するんだけれども、中心は大蔵大臣だと思う。どうですか、大蔵大臣その点。私は、もう少しああいう方向見ても、これは一体どつちを向いてるのかわけがわからぬというようない方ですね。もうここまで来ているんですから、どういう点を重点にしてやっていくんだということは、私は当然主税局の分析の中にも出てきていると思うんですよ。だから、もう少し平板的でなくして重点的に調問をしていくというあり方であるべきだと思いますが、どうですか、大蔵大臣。

○国務大臣(坊秀男君) 税制調査会は、ただいまおっしゃられたとおり、これは総理大臣の調問機関でございまして、総理大臣から去年の半ばに中期税制はどうあるべきかと、こういったような――とにかくそういう基本的な抽象的な調問をしておるわけでございますが、これに対しまして鋭意勉強をしていただいているというようなところでございまして、初めからどうもわれわれの方で、財政当局の方で何かたたき合つてあることは青写真というか、といったようなものをつくることは、やはりそういう役所がつくるというようなることなしに、きわめて自由な立場から、その段階における税制についての、最も委員会がこれが妥当なりと信するものを、これを答申をしていただきたいというようなことから申し上げますと、やはりこちらの方から何を案出して、それをいかがでござりますかと、そういう行き方もあるでございましょうけれども、いまはそういう行き方をとつていなさい。そういうもののを審議をしただときには、大蔵省の係の主税局長その他がこれ出席いたしまして、そしていろいろ御議論をお聞きしておる。それでお聞きし

ておつて最後、委員会が自分たちのフリーに自由にお考えいただいたものを、大蔵省と関係なしにいたものが九十八円ぐらいいになるとか、そういうよ

びたつと決めてしまう、そういうことはないで

すよ。そういうことでなしに、いろいろとその間に事務当局も事務当局としての調査の結果等につ

ておつて最後、委員会が自分たちのフリーに自由にお考えいただいたものを、大蔵省と関係なしにいたものが九十八円ぐらいいになるとか、そういうよ

びたつと決めてしまう、そういうことはないで

すよ。そういうことがございまして、そういう気配が出てますと、やはりそれに対応した一つの市場金利というものが一番端的には事業債あたりにあら

い

てはこれを申し上げておるというような方式をとつていくということでございまして、いま税制調査会に対しまして一つの役所としての何か案をお出しするということは、これ差し控えておりま

すけれども、今後この点につきましては大いにどういう方式でいかかというようなことについても

考えていくべき余地が十分あるうと思います。

○竹田四郎君 委員長、ちょっとお願ひしたいのですが、和田さんの時間を若干いたさいますので、御了承いただきたいと思います。

時間はありませんから次へ進みますけれども、長期金利の金利体系というのは、これはどういうふうにして決まっていくものですか。この五月、改定していますね。このランクづけというのほど

いうふうにして決まっていくわけですか。特に応募者利回りですね、これちょっと私わからないのですけれども、その辺、ちょっとと説明をしていただきたいのですが。

○政府委員(岩瀬義郎君) 金利の動きというのはいろいろな角度から出てまいります。金利の動向はもちろん長期金利、中期金利を含めましてそのときどきのいろいろな環境によって対応が変わってくるわけでございますが、今回の五月の状況を見ますと、これは公定歩合が引き下げる、短期金利、長期金利がときどき動いてしまって、なかなか預貯金利が動きませんと、大幅な金利の動きがないというのが通常の状況でござります。

○委員長(安田隆明君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(安田隆明君) 速記起として。

○竹田四郎君 いま、そういう理財局長、一般的なことをぼくは言つてゐるわけじゃないですよ。

この五月に決まった国債、政保債それから公募債

方債、事業債のA A格、それから利付金融債、こ

ういうものの応募者利回りを見てみますと、この

期間の短いのは大体金利は安いというふうに決まっていますわ。期間の長いものについては金利

は高いというのこれは決まっていますわ。そ

うすると、この国債の応募者利回りというのは、

五月債では七分四厘八毛七絲ですか、これは間違

いないですか。

○政府委員(岩瀬義郎君) 間違いございません。

額面、クーポンレートは七・四でござります。発行手数料で、事業債を発行する方から見れば発行を手控える。それから売却をしたいという者から見ま

すれば、先に売却を延ばす方が金利が下がるかわりに金額が、債券の今まで九十五円ぐらいだつたものが九十八円ぐらいいになるとか、そういうよ

う

行価格が九十九円五十銭でございますので七・四八七になるわけです。これが発行者の発行時の發行条件でござります。

○竹田四郎君 それから利付金融債の五年ものと

いうのは、五月債では幾らになつてゐるんです

か、応募者利回りは。

○政府委員(岩瀬義郎君) 七・五でございます。

○竹田四郎君 そうすると、国債の応募者利回りが利付金融債の利回りよりも低いというのは、こ

れはどうも理解ができないんですけど、これはどう

してそういう形で下回っているわけなんですか。

○政府委員(岩瀬義郎君) これは大体、利付金融債の動き方というのは、別に国債をマークして

はございませんで、どちらかといいますと、これ

はいわゆる長期ブライムレートと從来から運動を

いたしております。大体いま〇・九の幅があるか

と思いますが、したがいまして、今度長期のブ

ライムレートが〇・八動きましたので、それに連動

いたしまして利付金融債が同じく〇・八下げたと

いう形でござります。これは從来よりずつとそ

ういう姿をとつております。それは私は、この辺

は民間の金利の決まり方でございますけれども、

長期信用銀行の資金調達のコスト、その辺が恐らくかみ合つてきているのではないかと思われます。

いま先生御指摘のように、国債は十年であります。利付金融債は五年である。で、国債の方が信

用が厚いわけだからということになりますと、信

用が厚いものは、まあいわば安い金利でもつて調

達できるはずだという考え方でございますが、同

時に長いものの方が金利が高いのは当然だとい

うことですわ。私は、まあいわば安い金利でもつて調

達するということがやはり望ましいということ

としての政府、財政当局から見れば安い金利で調

達するということがやはり望ましいといふこと

は、これは国債費等の財政負担を考えれば当然でございます。発行主体というのはいずれもそろ

うですが、同時にまた、だんだんと市中のも

ろもろの債券との間のバランスというものをより

考えていかないと、大量発行下において国債がなかなか売れていかないという、そういう辺を考慮しながら、従来に比べまするとその差を縮めてきたというのが現状でございまして、たとえばもうちょっとと前にさかのぼって見てみると、昭和四十八年当時の利付金融債が七・四でございます。国債は当時が七・〇でございます。いまは、先生御指摘のように、七・五と七・四がクーポンレートで〇・一の差に縮まっておるわけでございま

おともだちやね、一昨年の長期金利の改定の際も今度の場合も、国債はかなり売れる商品として登場させないと市場がもたないという観点から、その金利の調整を行つてきただけでございまですが、利付金融債は、先ほど申し上げましたように長期プライムとの連動というものを一応民間の慣習のようにしておるようでございますので、私どもそれとのバランスという形は必ずしも重視しておりますが、現実的にはいま御指摘の点がむづかしく縮まつてしまっているという、もとはもと開いていたということをございます。

○竹田四郎君 縮まつてしまっているというのは、これは私は当然だらうと思うんですね。国債の低金利政策というものは、これはどうも大蔵省が操作してわざと低くしているんじゃないですか。だから、こういう状態にあるからこそ銀行が国債を持たせがならない。いまは持っていますが、いまは金の使い道がないからこれにつき込んでいる以外にはないということですけれども、これが若干でも景気がよくなつてくるということになると、まず国債を一番先に手離さざるを得ないわけですね、ほかのものより。そうなつてくると、この国債の価格を低くしておくということは、日銀の買オペ対象にこれをしていくことになる、こうしたことになるんじゃないですか。そうすれば、その次の問題というのが、私は大変過剰流動性の問題が起きやすい条件をそこへつくるんじやないかと。ですから当然私は、この五年の利付金融債よりも、少なくとも応募者利回りが上に出るような、

そういう利率なり——これは利率だけじゃありませんわな、発行価格を幾らにするかによってこれには決まってくるわけでありますから。発行価格をそれだけ、五十銭でも二十五銭でも下げるということになれば、応募者利回りというのは上がつてくるわけですね。そういうふうにしていかなければ、これは将来大きな問題をむしる銀行の中に含めるようなことになるんじやないでしょうか。実際、市場の状況によつて国債が売り買いされるとから、国債発行に対する抵抗というものが出てくるわけですね。だから、だれでもが国債を買うことができるというようなものがあれば、私はこれは民間消化というのもつといくだろうと思うんですね。

だから、個人消化に進んでいけばインフレの危険性というのは非常に少ないと思はんですがれども、いまの点は、この点と流通市場の問題がこれあるわけですね。はとんど国債を買っても売るときには損しなくちやいかぬと、だから、それなら買うのをやめよう。ほかの事業債なり、あるいは利付金融債を買おうと、こういうことになると思うんですね。今まででは国債の発行が少なかつたから、まあ今度は少し銀行に無理をさせてもいいと思うんですけれども、最近は銀行も無理がきかれないということで、銀行の手持ちを売り始めていることは事実ですわな。ですから、特に私は国債の応募者利回りを高くしろとは、特に高くしろとはいひませんけれども、他の長期債との関連で、やはり売つても損をしない、あるいは買つもこれが民間の間で換金ができる、こういう体制といふのを早く組まないといけないんじやないですか。これはどういうふうに考えているんですか。

これは証券局長の立場だらうと思うんですが、いかに発行するかということは、理財局長の方の立場だらうと思うんですが、この辺はもう少し直していかなければ問題を将来に残すんじゃないですか。

すか。それとも、ある程度こういうものを直していくことを計画の一つの段階、一遍にばんとはこういきませんからね。そういう段階にあるといふように理解していいんですか、どうですか。だから、たとえば六月債にいけばこの利付債とはほとんどなんくらいの利回りになる、その次のときには、それが若干今度は国債の方が応募者利回りが上回る、と、そういうふうにしている段階だと、こういうふうに考えていいんですか。どうなんですか、その辺。

○政府委員(岩瀬義郎君) 竹田先生この前からも御指摘がありました問題でございますので、突き詰めていえば、結局発行条件というか、発行条件と流通条件というか、そういうものがかなり有機的に関連しておれば発行されて買ったものが、売るときには損するというような状況にならうにすると、いうことが一番大事なことでござります。それにはもう発行条件ができるだけ実勢に合った条件という形にすべきだと思いますから、他にも、それは一方において財政当局としてのその国債を出す立場の財政負担ということとも頭に入れ、また国債の信用というものがござりますから、他の債券に對しましておのずからある程度の格差を保つていいんでないかとか、あるいはまた国債の税制上の問題の利点がいろいろあるとかいうようなことで、国債の持つている魅力というのは必ずしも金利だけではございませんので、そういうもののいろいろ勘案しながら発行条件を決めていくわけですが、従来はそれがかなりやはり実勢と離れていたという点においてその乖離が生じ、御指摘のような売却した場合に損が出るというような状況があつたかと思います。それをやはり順次、機会があるごとにその国債のバランスをとらせながら、ある程度のバランスを考えながら国債全体の市場をもう少し厚くしなぎやいかぬといふことが、厚くする意味は、やはりそれそれ魅惑的なことかね。それが市場になじむ一番の方法であると同時に、国債だけでなく公共債あるいは公社債の条件というものをやはり改善していくかななり順次、機会があるごとにその国債のバランスをとらせながら、ある程度のバランスを考えながら国債全体の市場をもう少し厚くしなぎやいかぬといふことが、厚くする意味は、やはりそれそれ魅惑的

そういう債券のバランスの上に国債をこれからどうやって近づけていくかということは、いま御指摘のようにまだ完全にそういうところにきてるとは必ずしも思いませんが、まあ日一日と私どもはそういう方向へ近づきつつある。たとえば最近の例でござりますけれども、国債の発行条件と流通条件との乖離というのは三月末では〇・二七でございましたが、それが五月の二十日には〇・一二になりました。二十三日におきましては〇・〇九まで縮まっております。したがつて、いまここで申し上げますのは、国債の上場最長期物の値段でございますけれども、そういうようによる実態からいけば、かなり実勢に近づいた国債の発行条件になつて、いるというふうに解釈されるよう考えております。ただ、これはかなり時間をおかけて市場が育つていくその過程において、やはり国債をどういうふうに定着させていくかという、先生いつも御指摘になりますような問題をはらんでいることはもう当然でございます。

○竹田四郎君　だからいま比較的国債は消化されていい状況にあると思うんですよ。国債の立場から見ますと、だから、それは一般的に資金需要が弱いというところにそういう問題があると思うんですね。銀行の資金需要にしても、あるいは企業の資金需要にしても、非常に弱いというところに国債が売れれているという理由があると思うんですね。これが資金需要が少し出してくれば、こればかり、少しそういう面を考えてくれなければ、ちょっとわからなくなると思うんですよ。だから、このいまの段階にそういうものを直していくことによって私は順応が早いと思うんですよ。だから、少しそういう面を考えてくれなければ、これからだつても、大量国債を発行せざるを得ないということとは、今までの試算表にしてもあるいはここ委員会の討論にしても、その点はつきりしているわけですから、いまの段階において乖離をなくして、キャピタルロスを生じないような国債の流通市場ができるいくと、こういう形であります。

していかなくちやならないし、私はそういう意味ではないまが一番絶好の機会だと。なら早くそういう形をつくっていくことが必要な時期に来ている

と、こういうふうに思ひますよ。

それから、ちょっと伺いますけれども、フィンランドの国債が百億ですか、これ出ることになりましだ。この応募者利回りは幾らになつてるんですか。

○政府委員(岩瀬義郎君) 七・八%でございま

す。

○竹田四郎君 これは、フィンランド国債というのの大体格づけにするとどのくらいの格になるんですか。

○政府委員(岩瀬義郎君) 証券局長いまおりませんのでちょっと私あれでございますが、七・八と

いうことになりますと、電力債が現在七・八と

○竹田四郎君 それいいです。後で証券局長が来てからお聞きします。

○竹田四郎君 その格づけには、これはアメリカあたりでは三A格くらいに評価をされているといふふうに言われております。それで日本で事業債のA A格の応募者利回りが八・〇九〇くらいになりますね。そうしますと、かなり三A格と言われてるフィンランド債が低いということは、やつぱり将来近いうちにこれにならって、日本の先ほど申し上げました國債から公共債、事業債といふものがそれにならってさらに〇・二くらい低くなつていくといふふうに一般には言われているんですけれども、そういう傾向にあるわけですか。

○政府委員(岩瀬義郎君) この間の長期金利改定を踏まえましての長期債の動きというのは、実は必ずしもまだ安定をしているとは言えません。どちらの方向にいかかというのはまだ若干時間がかかるかと思います。したがいまして、フィンランド国債は金額もある程度限られておりますし、それから日本の金利低下も大体この辺のところであろう。もっと高いときは発行者としては出す方手控えておつたわけでございますので、その辺なら引き合ななどうことで出てきたものでござい

ますが、これは三ヶ月に一回とか二ヶ月に一回と

かいうようなタームで出てくるのでござりますの

で、およその大体その格づけはフィンランドのい

ま先生御指摘の海外における評価と、そういうも

のを判断して決められたもので必ずしもこれに

ほのかの長期債の金利が皆大体そつちの方にいく

つの先駆的な動きになるかどうかということは、必ずしもいま言えないかと思います。事業債はあ

る意味じやもう一度上がるんじやないかとか、あ

るいは下げ過ぎではないかとかいろんな批判が出

ておりますが、この辺は五一六月ぐらいの資金の

動きを見ながら恐らく動いてくるものがあるかと

思います。その辺は私どもはやはり定着するまで

の間時間がかかるんじやないかと考えております。

○竹田四郎君 時間がなくなつてすみませんけれ

ども、恐らくこれがそういう方向に私行くんじゃ

ないか。総理大臣も、公定歩合の次の引き下げで

いません。

○竹田四郎君 じゃ、もう一問だけ。

先ほどもちょっとお話し申し上げたわけです

が、銀行の所有している国債を市場に出している

わけですね、最近。これはいままではちょっと考

えられなかつた点なんですか。こういうよ

うな新しい国債の市場というものを大蔵省として

はむしろ推進していくとしているのか、あれは

やつてもらつちや困ると考えてるのか、これど

うつですか。

○政府委員(岩瀬義郎君) 前から売るなと言つて

はおりませんので……

○竹田四郎君 それは聞いています。

○政府委員(岩瀬義郎君) 最近確かに、ここに、

私手元にござります数字でも、大体五月十八日現

在で、四月、五月を含めまして約百五十億ぐら

いが、それを恐らく余り――自分たちの残高に

も当然にあるべきだと思いますので、その辺は横

におきましても、金融機関自身の私は良識とい

うのが、それを恐らく余り――自分がどうな

対しましても影響あることでございますから、恐

らく節度ある売り方、買の方を今までのよう

にしておるんだろう、いくんであらうというふうに

思ひます。しかし、それは禁止という形ではな

く、大蔵省としてもそれに対応するところの考

え方はやっぱり当然に持つていなければいけな

い。しかし、それが売つてはいかぬとか禁止とか

ありますかといふことではなくて、その面においては

期待はいたしております。しかし、実態がどうな

りますかといふことにつきまして、もし何か変化

がありましたならば、それは禁止という形ではな

く、大蔵省としてもそれに対応するところの考

止すると、こういう意味ですか。

○政府委員(岩瀬義郎君) 禁止ということは私どもは考えておりません。

○竹田四郎君 禁止といつたって、それは行政指

導で売らないようにしろということですから。

○政府委員(岩瀬義郎君) やはり先ほどから御指

摘のように、市場に定着させるためにはやっぱり余り乱高下というのは、特に国債については避け

るべきだと思いますし、それに対する日銀なり

大蔵省の配慮というの、私は、発行主体として

も当然にあるべきだと思いますので、その辺は横

におきましても、金融機関自身の私は良識とい

うのが、それを恐らく余り――自分がどうな

対しましても影響あることでございますから、恐

らく節度ある売り方、買の方を今までのよう

にしておるんだろう、いくんであらうというふうに

思ひます。しかし、それは禁止という形ではな

く、大蔵省としてもそれに対応するところの考

え方はやっぱり当然に持つていなければいけな

い。しかし、それが売つてはいかぬとか禁止とか

ありますかといふことではなくて、その面においては

期待はいたしております。しかし、実態がどうな

りますかといふことにつきまして、もし何か変化

がありましたならば、それは禁止という形ではな

く、大蔵省としてもそれに対応するところの考

え方はやっぱり当然に持つていなければいけな

い。しかし、それが売つてはいかぬとか禁止とか

ありますかといふことではなくて、その面においては

期待はいたしております。しかし、実態がどうな

りますかといふことにつきまして、もし何か変化

がありましたならば、それは禁止という形ではな

く、大蔵省としてもそれに対応するところの考

え方はやっぱり当然に持つていなければいけな

い。しかし、それが売つてはいかぬとか禁止とか

あります。

○政府委員(岩瀬義郎君) 現在まだ都銀の売りと

いうのは私ども報告を受けておりません。

四月か

らの状況を見ますと、これは取引でござりますか

三行がこの市場売却をやつて、都銀でもその

動きがある、こういうことになつておりますが

それはどこどこどこ、都銀ではどこですか。

これはどうも私どもとしては報告を受けて

いる

ことはございません。

これはどうも私どもとしては報告を受けて

いる

ことはございません。

これはどうも私どもとしては報告を受けて

いる

ということではございませんので、新聞に出ました  
り、それから私どもの方で情報みたいなものを  
集めたところの数字でございまして百四十八億四  
千万円、これが四月の十九日ごろから五月の十六  
日ぐらいまでの間に相互銀行を含めまして七行で  
ございます。具体的なものはちょっと私どもこれ  
は金額等が正確でないといけませんので、差し控  
えます。

銀の買いオペレーションで吸い上げられたわけですが、ござりますけれども、今後の金融情勢を考えますと、やはり経済の低成長ということで銀行券の増発は鈍ってくると思います。しかもまた、財政資金の面では、長期的に見ますと、これは大体収支とんとんになるという性質のものでございます。したがいまして、日銀の買いオペの額は従来と比べますと相対的に少なくなる。逆に申しますと市場の中保有率が高くなつてくるという場合、こならぬ

債の発行額が多くなったから、したがって、それに応じて日銀の買いオペも多くするというようになります。ことではなくて、あくまでも金融市場調節といふ観点から見て国債のオペを行っているわけだと思います。

れども、その中には、対象債券をたとえば国債、政保債に限るとか、対象機関をどうするとか、買い入れ額についての考え方をどうするとか、それから買い入れ価格をどうするかということが内規として具体的に決まっているわけでございます。  
以上でございます。

○和田静夫君 その内規は資料でいただけますか。

○参考人(中村進吾) 二これまで、これも古いこ

*Journal of Health Politics, Policy and Law*, Vol. 35, No. 4, December 2010  
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

期に都銀でも売却を検討しているということが盛んに報道されますね。こういう動きは現存いたしますか。

○政府委員(岩瀬義郎君) いま御指摘の点は、実は国債はいま額面をオーバーして、百円とか一百円とかというようなオーバーした値段がついておりますから、いまの状況におきますと、よほど資金需要の強いものが出ない限りにおいては、金融機関としては持っていた方が得なわけでござります。したがいまして、私は恐らく余り大きな売りがこの時点で出てくるとは考えられません

は、その所有しております国債を何か流動化を図りたいという考え方には潜在的には持つておられるかと思います。したがいまして、市中銀行として思ひますけれども、ただ、実際に売りますとかどうかは、ただいま理財局長からお話をございましたとおり、資金需要の出方であるとか、国債市況の状況とかいうようなこととの絡みがあるわけですがございまして、私ども今後の経済が安定的な成長をたどる限りは、そう大幅にまとまった大量の国債の売却が出てくるというふうには考えておりません。

○参考人(中村進君) まあ、私どもの買いオペなどのくらいするかということにつきましては、この毎月毎月の金融市場の資金需給の状況とか、気全般の動きをながめてやっているわけでござまして、あらかじめ予定的に本年度は幾らといふうなことを決めているわけではございません。ただ、私ども仕上がりの姿といたしましては、年度を振り返って見ますと、成長通貨と大体国債買いオペとが見合った姿ということになるのがましいんじゃないかというふうに考えておるわ

とで恐縮なんですが、四十二年の一月の二十日に決定いたしまして、同年に私どもが国会に報告いたしますものの中に実は掲げてあるのでござりますけれども、何分古いものでございますから、これは改めて先生にお届け申し上げます。  
○和田静夫君 そこで、この内規と財政法第五条との関係というのはどういうふうになるなんですか。  
○参考人(中村進君) 財政法のたてまえは、御承知のとおり建設国債原則、それから市中公募原則でございまして、私どもがこの債券を貰い入れるる方によつて、二つ支拂ふことによって市中公募事までござります。

申し上げて、ちょっと委員会でも委員の方々お笑いになつたんですが、実はそのとおりでございまして、あくまで自然体でござります。

それから、そういう状況のときに都銀が売りだされ、いという相手があつてそれが処理されることは、私は、それが大蔵省から見てストップがかかるということはあり得ないと考えております。

○和田静夫君 日銀に同じことを伺いますが、将来本格的な国債流動化というのは、いま自然体だと、こう言われるんですけど、やはり起らないと見られていますか。

○参考人(中村進君) 国債につきましては、先生御承知のとおり、かつては市中の引き受け分のうち一年ぐらいたまますと、そのかなりの部分が日見られていますが。

引き受けはいたしておりません。私どもが債券を買いオペをやっておりますのは、あくまでも金額調節のためでございます。先生御承知のとおり金融市場では銀行券が増発いたしますとか、あることは財政資金が揚げ超になりますという事が生じますと資金不足を生じます。その資金不足の穴埋めませんと、たとえば市中金融機関として預金の払い戻しにも応じられないというような異常な事態を生ずることがあるわけでございまして、この金融市場の資金不足に対しましては、日銀といたしまして、その時点では何らかの信用供与をござるを得ない。その一環として、金融調節のために私ども国債の買いオペを必要な時期に必要な額だけいたしているわけでございます。つまり、(略)

○和田静夫君 これは何か日銀の内規によつて  
わられるというものですかね、やつぱり。  
○参考人(中村進君) 私どもが金融市場との間  
国債の売買をいたしておりますのは、法制的に  
日銀法二十二条の通常業務として債券の売買とい  
ふことが認められておりますから、その条項に沿  
てやつてゐるわけでございますが、その債券の  
買の具体的なやり方につきましては、これまた  
銀法十三条の三で政策委員会の権限事項として  
債券の売買の具体的なやり方を政策委員会が決  
ることになつております。これは大蔵省の認可可  
いただいているのでござりますが、その政策委員  
会で決めております債券売買要領でございます。

まて 摘かかふ も たりも

それでただし書きの問題を御質問でございますが、昭和二十三年の財政法を国会で審議していたときの政府委員の答弁を見ますと、財政経済というのはどういうことが起るかわからぬので、そういう場合に備えて五条のただし書きを設けたということになっております。この条文は、御承知の借りかえ債以外はまだ発動したことがないわけでございます。それから諸外国の立法例におきましても、法律できちっと中央銀行が公債を引き受けはいけないという規定が設けられておりますのはアメリカとかフランスがございます。

〔委員長退席、理事戸塚進也君着席〕  
ドイツとかイギリスは規定がございませんけれども、事実上慣習として中央銀行の公債引き受けはやらないことになっております。三番目に、この趣旨は、御説明するまでもございませんが、財政面からのインフレを防止するという考え方に基づいているわけでございますが、財政法規的に見ますと、ただいま申しました健全財政を四条と五条で担保しておるというふうに解されております。  
○和田静夫君 それで実態的には、さつきからやりとりをしましたように、財政法第五条が日銀の内規によってその効力を規定をしている、こう第五条には反しないというようなことの論理にいまま論理を延ばしていけばなると思うんですね。これは大変危険だというふうに考えざるを得ないんですか。どう解釈されるわけですか。  
○政府委員(加藤隆司君) 五条は、ごらんいただきますように、最初に、公債を出す場合に引き受けはいけないと。引き受ける場合には特別の事由がある場合と、特別な事由がある場合ということがあります。それが、御承知の借りかえ債以外はまだ発動したことないわけでございますから、五条が禁止していることは、あくまでも発行の際の引き受けであって、オペでやる分は債券の売買というかつてまいります不確定要因が多いので、それを保有するわけなんです。そういう意味で、実態的に申

て行つている分は、ただいま申し上げましたようになりますが、発行の引き受けではないわけでございます。それが第一点でございます。

〔理事戸塚進也君退席、委員長着席〕

ですから、事柄が本質的に違うと。さらに念のために申せば、国会の議決をいただいていなければ発動ができないわけでございます。そういう意味で、本質的に違いますし、形的にも国会の議決がない限りできないわけでございます。

○和田静夫君 いや、それはいろいろ言われますけれども、結果的には発行の引き受けではない、こういうふうに述べられてみたところで、金融調節という名に隠れて買いオペが行われる、そして

一年後には実際問題として日銀が実態的には八千億なら八千億を五十一年度で引き受けている、こういう実態はあるわけです。そうすると、その一年というものを、たとえば半年でもってそれを考へるんだということになつてくれれば、この第五条そのものが死文化をする、そういう行政的な運営と、いうものは可能になるんじゃないだろうか、

○和田静夫君 そういう疑問はどうしても残るんですが、これは大蔵大臣そななことはありますか。

○政府委員(加藤隆司君) 形式的な問題の前に実

態的な問題があると思うんですけど、公債をうんと出さざるを得ないような状況の場合には、先ほど日銀の方からも御説明があつたよう

に、成長通貨の伸びというのをどう大きくないわけでございますから、そういう意味で、先生の御

指摘のような事態はなかなか現実的ではないたゞ書きのケースというのはどういう場合にあるかというような問題もありますが、先生の御指摘

ざいますから、実態的な面から考えて、そういうようなことは万々あり得ないんではなかろうか。

形式論の方で言いましても、発行の引き受けではないわけでございますから、五条が禁止しているのは、あくまでも発行の際の引き受けであって、

オペでやる分は債券の売買というかつてまいります不確定要因が多いので、それを保有するわけなんです。そういう意味で、実態的に申

しましてまあ得ないというふうに考えます。それから、形的にはあくまでも国会の議決をいただいてなければ発行の引き受けはできないわけ

でございますから、そういう意味で二重にまあ万

方あり得ないケースではなからうかと思います。

○和田静夫君 大蔵大臣、いま万々あり得ないですか。

○國務大臣(坊秀男君) 公債を発行いたしましたて、ともかくにも市中が引き受けまして、一年たつてこれが日銀へ買いオペによつて回つていく

ということは、この公債はともかくにも市中が引き受けたものであつて、そういうことは、俗な言葉でございますけれども、一応日銀へ回つて、

たといふことは、これはまあ市中が引き受けたと

いうことで免疫になつたものがこれが日銀へ回つていくと、まことに俗な言葉で失礼なんあります

けれども、そういうふうに考えていただいたら

どんなものでございましょうか。

○鈴木一弘君 国債、地方債の市中金融機関の保

有残高について、昭和四十九年度末で見ると、国

債が一兆九千億、地方債については四兆四千四百四十三億円、そういうことになつてゐるんですけど、五十一年度末、五十二年度末推計はどれほど

になりますか、市中金融機関の。

○政府委員(岩瀬義郎君) 五十一年度末におきま

すところの国債、政保債、公募地方債をまず申し上げますが、これは金融機関の保有残高は五十一

年度末で全体が十二兆六千八百八十四億円でござりますが、そのうちに国債が九兆四千四百五十九億、政保債が一兆一千七百七十三億、公募地方債

が一兆六百五十二億ということになりますと、これ

が五十二年度末ということになりますと、これ

は地方債を含めましてその消化の動向とか、ある

いは金融機関の売買動向もわかりませんし、なお

日銀のオペレーションがござりますとまた変わつてまいります不確定要因が多いので、それを保有する者別にいまから申し上げるということはちょっと

的確に予想することは困難だということが言える

んじゃないかと思います。

○鈴木一弘君 いまの答弁から見ても四十九年が、一四四九年のは私の先ほど申し上げたので合っていますが、国债が一兆九千億、地方債が四兆四千億という、大体の概数ですが。

○政府委員(岩瀬義郎君) ちょっとお待ち願いたいだけませんか。何かいまそこで集計しておりますので、ちょっとお待ち願いたいと思います。

——大失礼しました。四十九年は、市中金融機関の国债の保有額は一兆九千五十二億でございます。それから政府保証債は一兆三千八十九億でございます。ちなみに、四十九年度のいまの国债でございますが、全保有額が九兆六千五百八十四億

でございますので、全体の構成比で見ますと一九・七%が市中金融機関が保有している国债といいます。それから公募地方債でございま

すが、これは四十九年度五千八百四十七億でございます。

○鈴木一弘君 そうしますと、国债が約一兆九千億円、四十九年度末。それが五十一年度末が九兆円ですから、何倍になりますか、約四倍近く。それから地方債の残高も約倍となると思

います。そなりますと、五十二年度以降でもさ

らにこれから巨額の国债、地方債を引き受けていることがありますと、引き受けられる限度は一体どのくらいだらうとお考えでござい

ますか。

○政府委員(岩瀬義郎君) 大変むずかしい御質問で恐縮でございますが、まあ私どもの感じから申

し上げますと、やつぱり金融環境あるいは経済環境が変わつてしまつります。あるいはそういうこ

とが急激に資金需要が高まつてくるというような形で想定されます場合には、市中金融機関といった

しましてもかなりボジションが悪くなるというこ

とは覚悟をしなきやいけませんけれども、いまの

時点におきまして、私どもは経済成長と、それか

らそれに見合つて発行の量、見合つていかか、それ

に対して発行量を考えてみましたが場合に、いまの

資金量で引き受けられないという状態にはならないのではなかろうかというふうに考えておりま

す。

○鈴木一弘君 下手をすれば倍々ゲームということになりかねない引き受けということになるだらうという感じがしますけれども、引き受けが一体どのぐらいになるだらうかということについての具体的な御答弁はちょっとむずかしいかもしませんが、現在は大量の国債発行政策時代、そういうことになっていますね。公債の大量発行時代という中で、やはり先ほどからも国債管理政策の検討が出ておりますけれども、国債管理政策の検討を大蔵省現在行っていると、こういうふうに聞いております。具体的に言うと、この間の参考人の意見聽取の場合でも、戦前からの国債の発行条件、非常に免稅の問題、いろいろの具体的なことがずっと挙げられてまいりました。そういうことで、さらにいろいろ発行条件について考えてもらいたいという意見が強かつたんですけれども、その発行条件の問題、それから消化方法としてどうするかということが大量国債の発行となればなるわけでござりますけれども、消化方法として政府のいわゆる資金運用部といふものと、それから市中金融機関、個人消化、それから海外での引き受け、こういうふうにいろいろなつてくるだらうと思ひます。その消化先の見込みはこれからどう考えていかれるんですか。これは金融機関の四十九、五十だけ見ても倍だの四倍だのという引き受けになってしまいますと、一年たてば買いオペになる対象のものもありますけれども、やはりかなりの負担が大きくなつてくる。国の銀行と言ふるような郵便貯金が三十兆円を超えるというようになっておりますので、そういう点でそういう消化の見込み、こういうものについてどう考えているか伺いたいです。

○政府委員(岩瀬義郎君) あくまでも市中消化が原則でございますから、金融機関を含めましてシ

トを編成いたして、そこで意見を聞きながら消

をいたしておりますわけでござりますから、ただいま

の見通しにおきましては、そういう心配はないということでございますけれども、何せ資金ボジンの関係等を考えますと、将来やはり市中消化の問題につきましては国債管理政策の一環として、やっぱり一つは発行条件とか流通市場の整備とかという基本的な問題についてその都度対応をしていく以外にないのではないか。端的に申し上げますれば、公社債市場の整備育成ということとタイアップしていくべきものでございますので、その辺はいま私どもが勉強いたしておりますような方向も長期的な見通しと、ある意味においてはここ一、二年の間に急激に出てくる問題というものを合わせながら対応していくという考え方でございます。

それで、国債管理政策につきましては、どこまでからかというところでございますけれども、四二、三年ごろからかなりいろいろな国債に対する施策を講じてまいりまして、そういうものもやはりいまの国債管理政策といふ言葉で呼べる範囲のものであるかと思ひます。そういうものも現在の市中消化に非常に役立っておりますので、また先ほどから和田先生、竹田先生の御質問にもございましたように、私どもも金利改定の都度やはり実態になるべく合うような発行条件といふものを考へてまいりっておりますので、それがいまは大変、運用部の原資という形におきましては、余り多くを私は期待できないのではないかと思ひます。現在程度を一応基準にして私どもは考えておりますが、いま現在のことだけ申し上げて恐縮ですけれども、国債が売れているということにもなつております。したがいまして、これから先もやはり市中消化の原則を崩さないで、あくまでもシゴの意向を十分そんたくした上で、この消化についてはいろいろな工夫をこらしていくということが必要ではないかというように基本的に考えております。

○鈴木一弘君 市中消化の中でも個人とか海外とかいうのはどういうことになるわけですか、海外も入りますか。

○政府委員(岩瀬義郎君) 大体海外と申しますと、個人等といふ分類の中に私どもは入れておるわけでございますが、これは余りホットマネー的

な形で日本の国債が買われるということは私ども

としては好みませんで、短期の金利差か何か国際金利差を使って買いに来るというものは市場攪乱を起こす可能性もございますから、ただし、健全な海外の投資家というのが買いに来るものについてまで妨げをしておりませんけれども、大体私どもは個人等という分類の中に入れております。金額的にはそれほど大した金額にはなつております。これは国債を含めまして、地方債につきましても社債に対してもそうでございますから、そういう形は絶えず私どもとしては証券局、銀行局、私の理財局を含めまして、今後大蔵省が気をつけているかなどう見ていて。

○政府委員(岩瀬義郎君) 資金運用部資金は、主として三割以上の資金が郵便貯金でございますから、郵便貯金の伸びは他の預金の伸びに比べますればまだ伸び率は高うござりますけれども、従来の高さに比べますと、かなりのペースダウンをしてまいりまして、したがって、将来の資金運用部の原資という形におきましては、余り多くを私は期待できないのではないかと思ひます。現在度を一応基準にして私どもは考えておりますが、これは国債の値崩れの問題が自由市場への大量な元却、いわゆる金融機関とかそういうことから、値崩れなんということもいまは心配ないけれども、将来起きたかもわかりませんし、この二点についてどう考へておられます。

○鈴木一弘君 いま証券局のお話が一つ出たんですけど、それども、魅力ある流通市場という、こういうことが一つあるわけですけれども、その育成の問題と、この間も私は参考人には聞いたんですが、國債の値崩れの問題が自由市場への大量な元却、いわゆる金融機関とかそういうことから、値崩れなんということもいまは心配ないけれども、将来起きたかもわかりませんし、この二点についてどう考へておられます。

○政府委員(岩瀬義郎君) 将来のいわゆるクラウディングアウトとか、あるいは逆に大量の国債の売りが出てくるというような状況に対しましての対処の仕方は、これは具体的にどういうことを考へていくかということがありますと、むしろ大変抽象的でございますけれども、國債をめぐるところのいろいろな手段、たとえば國債整理基金もその中に入りますけれども、結果としての日本銀行の金融政策も入ってまいります。それから同時にまた恐らく値崩れが来るということになりますが、自分のところの手持ちの国債の評価減を生むわ

けでございますから、はなはだ危険な状態でございます。したがって、そこにある程度の節度が出てくるであろう。そういうことを考へますと、その時点における財政金融当局の判断というものが有機的に機能し合うといいますか、そういう形で発行され、流通されていくということが基本的でございますから、そこには理屈論でございまして、各國ともいろいろな苦労をいたしておるところでございますので、流通市場は特に資本であろうと思います。ただそこは理屈論でございまして、各國ともいろいろな苦労をいたしておるところでございますので、流通市場は特に資本の需給関係といふものが非常に変化をつけてま

は、かなり複雑なる配慮をしなければならないだらう。それはまたそれを可能にするようなものでなくちやいかぬので、私どもとしてはその場合に備えるやり方についての勉強というのはいま具体的にもやっておるわけでございますが、じや、どういうことを考へておるかということになりますと、やはりそれは、市場に対してそれが国債だけが暴落するというような問題といふのは私ではないか。金融機関といふとも國債以外の債券を持つておりますから、その債券が売られてくるというような状況であるかと思ひます。そうしますと、國債以外の債券との間のバランスを見ながら考へていくことでもあります。したがいまして、流通市場の動きといふのは千變万化でございますので、あらかじめこれでやりますといふようなことを申し上げることよりも、有事に備えていろんな発動できるものをどういうふうに見ていかくかということになるんではないかと思います。

大変抽象的な答弁で恐縮でござりますけれども、御指摘の点が十分わかりますので、いざといふときの備えといふのは私はやっぱりそれを見合つた対策というものを、決してどろなわ的でなくやつていくということには、一番望ましいことは、やっぱり市場は層が厚くなつていくといふ。市場の層が厚くなつておれば、そりあ程度の売りに対し耐えられるような市場となつておれば、そりあ値崩れといふのはまず起きないであらう。そういうふうなものに一体市場をどう育てていくかということ、基本的にはそこにまた戻つてくると思います。

○政府委員(安井誠君) ただいまの岩瀬理財局長がお答えいたしましたとおりでございまして、要するに公社債市場といふのは発行市場、流通市場を通じまして金利機能がいかに働くかことが基本だらうと思うわけであります。金利機能が働いてまいりますれば、それに応じて発行条件を変えていけば流通市場との間の格差といふのはなくなるわけでありまして、岩瀬局長の言われました公社

債市場の厚みを増す、つまり日本の場合の公社債市場といふものは、まだ外國に比べ、特にアメリカあるいはヨーロッパの市場に比べまして必ずしも整備されていないということを言われておりますが、最大の理由といふのは、いわゆる間接金融偏重と申しますか、直接金融市场からの資金調達が少ない。それは企業もそうでありますし、個人の家計資産も比較的にまだ社債、債券あるいは株式に対する投資が少ないというところからくるわけでありますか、今後この安定成長期におきますところの資本市場、公社債市場はどうあるべきかといふことは、いま私どもとりまして初めての経験でござりますので、証券取引審議会の基本問題委員会といふのを設けまして、学者の委員の方々を中心に御検討いただいておるのが現状でござります。

○鈴木一弘君 国債管理政策は先ほどの答弁だとずいぶん昔から検討しておられたみたいなんですが、どうも、まだほんのわずかの時間しかとどいてしまつた今度の長期金利の改定に当たりまして、再度そういうような配慮を行つたわけですが、そういうようにしまして、國債といふもののじみなり、あるいは信用なり、あるいは持つて損をしないというような状況をつくつしていくことは、逆に言えば今度はと相当長い期間ということになりますし、少なくとも五十年当時から現在までこれは言われ続けていますね。そういう点では二年間も続けてきておるけれども、答弁としては、具体的にその場の場においてできるだけ市場のニーズに合わせていくようにしておられると言われるかもしれませんけれども、具体策を示せないというふうにしか私ははとれないわけですから、何かこれは特に特別な理由がある、あるいは特別に何か作為的なことがあつてこういうように明示ができないと云ふふうになつて、改善といふものをおくらせておられる申し上げるのは失礼でござりますけれども、

定しない前からの、いわゆる額面を市中で消化しないよう、小額面にいたしましたり、あるいは累積投資という形でもう五千円くらいから国債が買えるような、そういう制度を設けてみました。あるいは全銘柄を上場させて、その市場での取引を円滑にするような方法を考えましたり、また中期国債を出しましてそういう新しい需要にこたえています。それは企業もそうでありますし、個人の家庭もまた先ほど証券局長が申しました通り、さらにまた先ほど証券局長が申しましたように、発行条件に当たりましても、特に大量発行下において五十年の十一月の長期金利改定のときには、他の債券に比べて大幅な国債の金利の、何といいますか国債が比較的有利な状況になるような金利の決め方をしておられたわけでございます。それでなおかつまた今度の長期金利の改定に当たりまして、再度そういうような配慮を行つたわけですが、そういうようにしまして、國債といふもののじみなり、あるいは信託などからどういうように引き受けをさせるかといふことで聞いてきたんですけども、先ほどからシングレート団の話が出てまいりました。そのシングレート団の引き受け割合は発行総額のうちのどの程度に時間をかけておかれていますのか。それが一つです。もう一つは、個人消化を拡大するということがずいぶん言われてまいりましたが、その個人消化の拡大が銀行等の預金とのバランスを崩すようになるわけでございますから、そこにはやっぱり資金の流れがついてくる。資金の流れがついてくるといふことでございますれば、これはまあ親切に説法で恐縮でございますけれども、まあ朝市にしても魚市場にしても同じ考え方です。要するに品物がよければお客様が来る、お客様が来ればまた品物が出てくる。こういう状況といふものは、市場の層を厚くしていくということになるわけでございまして、そういうことが一番基本論であろうと、それから、なおかつ激変的な問題が起きましたときに、出勤するものとして、私どもはやはりそれは国債整理基金といふのがござりますので、それもまた活用をしていきたい。そうすると国債整理基金だけができたということではございません。その中に織りなすところの金融政策といふのも日本銀行の方でおとりになるものもございましょうし、また景気が戻つてしまりますれば、税

收なり国債の発行自身の新発の現象といふのはいざり出てくるわけでございまして、そういうことでいろいろの条件が変わつてまいりますので、それがどの程度対処していくことと、それから今までやつてまいりましたことと、それから今後も発行条件等についての考慮をやつしていくというようなことをあわせて国債管理政策を、これからもう実現できるものからやつていくことと、そういうのが構えでございまして、それから同時に勉強会を理財局も開いてござりますけれどもやつておるわ

それから、個人消化につきましては、これはいい。工夫もいたしてまいりましたし、ことしの三ヵ年間の四月だけの発行額を見ましても、おとしが百五十億でございましたのが、何せこの三ヵ年間の四月だけの発行額を見ましても、おとしが五百億をオーバーしております。ことしの四月は千六百億台というふうに、やっぱりかなり国民に知つてもらうということによりまして国債が買われております。ただ、しかし、それはあくまで個人消化というのに、私はそれほどウナギ登りに発行額を全部消化してしまう、一〇〇%までいくというようなことは私どもも考えておりませんで、やはり個人の金融資産というのには、恐らく何かに乗りかえて、預貯金がかかるなり、あるいは信託がかかるなり、あるいはほかの債券から国債にかわるなりというような、シフトが行われるというような形ではあるかと思いますが、いまの国債個人消化というものは一〇%というのが從来の一応のめどでやつてまいりましたが、それが、かなり十何%という段階には来ておりますけれども、その分だけやっぱり減れば金融機関の方の発行額の、引受け額の方が逆に少なくなるという算術は出てまいります。しかし、これからどの程度にカーブをとつて伸びていくかというのは、今までのような伸び方になり得るかどうかということについては必ずしも自信があるわけではございません。

のことになってきます。結局、ぼやぼやしている財政インフレになるような大量国債を出した、国が助かって国民が泣かされると、いうような状態になっていくという、そんなインフレを誘発するとか、インフレを待望するというような考え方では、財政当局といふものは、私はないことはわかりますよ。わかるんですけれども、これは、やはりいまの国債管理政策をよほどうまく考えて運用していかないと、また改善をびしつと行っていかないと、私はこの財政インフレに対する歯どめがなくならないやんじやないかという感じがしてなりません。五十五年で終わるとか終わらないとかと言つたって、とてもできることじゃないだらうという感じもいたします。そうなると、建設国債の方はどうどんどん借りかえていくという、最後は財政インフレは間違いないことだらうと思います。一体いつまでにこの管理政策の改善はきちつと行えるようになるのか、それを聞きたいと思います。

○政府委員(岩瀬義郎君) 国債の増発が必ずしもインフレにつながるということは私ども考えておりませんが、インフレ論争の中でやはり大事なことは、市中消化の原則を崩さないということです。ざいますから、その市中消化の原則というものを堅持しながら、御指摘のようなインフレに対し、やはり財政当局としては、もちろん日本銀行も一緒にござりますけれども、そういうことにならないよういろいろな手立てをしていく必要が私はあると思います。ただ、五十五年までの間に、先生がおっしゃった財政インフレにならないような手立てはないかという御質問に対しましては、これは、そういうふにならないよう努めていますといふことしかお答えがないんじゃないと思います。

○委員長(安田隆明君) 午後二時まで休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後二時三分開会

本日、矢追秀彦君、近藤忠孝君が委員を辞任され、その補欠として、太田淳夫君、橋本敦君がそぞれ選任されました。

○委員長(安田隆明君) 休憩前に引き続き、三法案を議題といたします。

○渡辺武君 質疑のある方は順次御発言を願います。

が、国会終了後早い時期に開かれる見られます。けれども、この税制調査会に諮問する大蔵省の諮詢案、もうぼちぼち固まっている感じないかと思ふ。二つ目は、この問題を二つある

か、お知らせいただきたいと思います。  
○国務大臣（坊秀男君） 税制調査会に対しましては、これが折しも甚だされ、三年間でやつて、いかで

は、これが新しく構成され、三年間でやつていなか  
だくことになつておりますけれども、その第一回  
の会合に際しましてすでに諮問案を出したところ  
でございまして、進展する社会経済情勢下における

る税制はどうあるべきかと、こういったような  
一マでお出しをしておる。で、元来、現在構成し  
ておられる税制調査会に対しましては、諸問を一

回やつておる、こういうことでございまして、その諸問に応じまして、これは四十九年の十月からですが、現在その諸問に対する答申の一環としま

して、秘制調査会で新規秘制のあり方として、ようなものを鋭意検討していくだいたいということになります。まだ完結いたしておりませんけれども、それにつきまして、昨年の十二月ですか

か、各小委員会と申しますか、部会と申しますか、そこで一応の検討の結果、まだ成案でも何で

査会に事務当局から報告もいたしまして、いろんなデータとともに、これを税制調査会に対しても綿密にもたらしておると、こういうような方式でござります。

うもそれは大蔵省の閲知したことじゃないといふ御趣旨の答弁返ってくるのでまことにやりにくいんですが、ここに五月二日の日本経済新聞の切り抜きを私、持っているんですが、これに来年度税制改正の主な審議項目として、いま大蔵省が考案している内容は次のようなものだという趣旨で、一般消費税の創設、それから法人税率の二一二三%引き上げ、有価証券取引税の税率引き上げ、揮発油税・地方道路税、自動車重量税の課税強化、それから酒・たばこの消費者の負担のあり方の見直し、企業の租税特別措置の整理・合理化、それから所得税減税のあり方、などだといふような記事が載っているわけですね。で、こういうふうなお考えはいまおありなんでしょうか。

つしやられたようなこれ非常に税制にとつては大事な項目だと思います。そういったような項目、で、何税をどうということはまだ考えておらないのでありますけれども、そういったような項目、八項目にわたりまして、もつと細かくありますけれども、そういうたよなものが一つの研究題目ですか、勉強題目ですか、そういうたよなものですか、勉強題目ですか、そういったようなものでありますけれども、そういったたよな項目を税制調査会においてこれはやつてもらつておりますが、それについて新聞社がどこでかぎつけたのか知りませんが、いかにも、かくのごく決定しておるんだというふうに私はそれは報道されたものだと思いまして、まだ全然何税をどうしようかというよなことについてはまだ本当に決まつていないと。いろんなデータを、いろんな素材と申しますか、そういったよなものが粗上において勉強されておると、こういうことでございまして、それをどう決めるかというよなことはまだ決まっておりません。

○説明員（梅澤節男君）　部会長の提案によりまして資料として提出いたしました八項目と申しますのは、土地増価税、それから富裕税、それから製造者消費税、それからE.C型の付加価値税、それから大規模売上税、大規模取引税、それからギヤンブル課税、それから広告費課税でございます。

○渡辺武君　大分間接税関係のやつが中心のようになりますが、大蔵省としては、大体いま出され

○渡辺武君 ほんの伺いたいのは、その八項目と  
いうのはどういう内容かと。重複を避けるため  
に、先ほど私申し上げたのは、重複している分は  
いいがといふことを言つたんです。それで、特に  
いまおつしやつた新税項目ですね、これを一応並  
べてみたとおつしやつましたが、どういうものが  
ござります。

ど、いま私申し上げたものと重複しているのはいいんですが、重複してないものについてちょっとお知らせいただけませんか。

○説明員(梅澤節男君) 先ほど大臣が八項目と申し上げましたのは、税制調査会の第一部会におきまして、消費課税、資産課税につきまして考え方らる新税項目、これは大蔵省が考えているんじやございませんで、過去に国会とかいろんな政党で御提案になつてあるものを洗いざらい一遍出しなさいという部会長の御提案がございまして、それで並べましたものが八項目でございます。先ほど委員が挙げられましたのは、そういう新税項目のほかに既存の税制についてのいろんな考え方を幾つか挙げられたと思いますが、そのうち一部分は昨年の十二月に中間報告がございました中に問題点として指摘されている項目もございます。いたしましたように、税制調査会がこれをどういう方向で御論議をお出しになるかというのは、実はこれからの方策でございまして、そこ、御討論で

○渡辺武君 参考まで伺いたいんですか、いまお話を出た大規模売上税ですね、これはどういう税制ですか。

た新税項目の中はどういうものが望ましいというふうに考えておられますか。

○國務大臣(坊秀男君) それらの問題につきましては、まだこれに対し優先順位とか、あるいは甲とか乙とか、そういったようなことはまだ考えておりません。

○渡辺武君 大臣は今まで、とにかく五十五年度までに赤字公債は解消したいと、そのためには来年度どうしても新税制が必要だということを強調してこられたわけですね。そうしますと、やはり新税制という点は、具体的に言えばいま税調でずっと出てきている幾つかの項目ですな。E.C型の付加価値税だとか、大規模売上税だとか等々ですね。こういうものが含まれていてるというふうに理解してよろしくうございますね。

○国務大臣(坊秀男君) まだそこまで進んでおりませんことを言い切るわけにはまいりますまいと思ひますけれども、まあ今日日本の国の税制を大観いたしてみますと、直間の比率が七、三といつたように私も記憶いたしておりますが、何も七、三が悪いとか、あるいは五、五がいいんだとかいうようなこと今までまだいつておりませんけれども、ともかく税制を改正するに当たりましては、そういうたよなものが一応参考としてこれは頭の中へ入れてくるというもので、しかばばそのうちの何を優先するとか、どれをどうとか、あるいはそういうたよなことはこれは今回はやらないんだとか、そこまでまだ実は到達いたしていないというものが正直ないまの段階でございます。

ものが並んでいるわけですね。ですから、こういふ問題については、これはただ単に從来の経過だけ答申を持つというだけでは済まないんじやないかというふうに思いますね。

各党とともに不公平税制は是正ということを非常にあの減税交渉の経過の中で主張してきたわけですから、だから私はやはり、大蔵省が来年度税制正式に決める前に、各党のやはり税制についての意見を十分に聞いて、特別に、そうして方針を決めたらどうかというふうに思いますけれども、そ

は間接税にいろいろなタイプがあるわけでござりますが、たとえばEC型の附加価値税でございますと、製造段階から小売段階まで各段階で課税いたしまして、前段階の税額控除という方法をとつておるわけでございますが、前段階の税額控除という方式をとつた、しかも大規模な売り上げに対する課税である、一般消費税であるというふうに御理解願いたいと思います。

○渡辺武君 前段階控除方式というものは、大規模売上税でも含まれているということですか。ちょっといまよくわからなかつたもんだから。

○説明員(梅澤節男君) 前段階の税額控除に税制の技術としてはいろんな手法がござりますけれども、考え方としては、どういう手法をとるにかかわらず控除を考える控除型であるというふうに御理解いただいてよろしいかと思います。

○渡辺武君 大臣、先ほども申しましたように、来年度の税制というのは、これは国民にとっても、恐らく政府にとっても非常に重要なものになつてくるんじゃないかというふうに思われるわけですね。ところがそれが税制調査会に改めて大蔵省として諸問をするところなくして、従来の経緯で中心の新税制になりそらだと。しかも、いまお話を出たようなEC型の付加価値税だと大規模売上税だとか、とにかくこれは物価に織り込まれて大衆負担非常に重くなるだらうと思われるよう

の点はどんなふうに考えていらっしゃいますか。

○國務大臣(坊秀男君) 各党の御意見はこの国会の間しよつちゅうお聞きをいたしまして、それに對していろいろと論議を重ねていただいたと。その間におきまして私どもは、たとえば不公正税制について、これは税制の改正をするためには、不公正税制というものはできるだけ是正をしていかなければならぬ、その精神は私どもも尊重してまいりますということをここでお答え申し上げたことを私は記憶いたしております。決して忘れておりません。そういったような国会におけるいろいろな議論の、論議の経過や、あるいは各党における強い御主張などというのは、主税当局が税制調査会にこれを十分伝達をいたしましてそしてやっとおるということでございまして、そこで私どもの考え方いたしましては、そういうたよやな材料は提供する、国会における重要な御意見は申し上げる、税制調査会へ。そういうことはやっておりますが、こちらで何か絵をかいて、今度の税制改正はこういうような姿、体系でいくんだというようなことを税制調査会へ何か持つてまいることは、材料は提供いたします、あるいは国会の意見は率直に伝達する。しかしこういうものをやるんだということは、これは今までやつていません。こういうことでございますが、御意見のほどは十分伝達をいたしております、こういうことでございます。

○渡辺武君 五十二年度予算の政府案決定のとき、総理大臣も各党の党首からいろいろ意見が聞かれた。私は、大蔵大臣には、共産党の予算編成方針とも言うべきものを、特に税制なども詳しく意見として申し上げたことがあるんですが、来年度税制といふのは、そういう意味で非常に政治的にも重要なものになってくるんじやないかと思うんです。ですから、今まで各党の意見を聞いたからもうそれで、あるいは税調に伝えたからそれでいいといふんではなくて、十分に聞くといふ機会を改めてつくる必要があるんじやないかというふうに思いますが、重ねてどうでしよう、伺いま

す。

○國務大臣(坊秀男君) 今日までずいぶんお聞きをいたしましたけれども、なおそれで足りないと、いうようなことがござりますれば、これは私が予算編成前に各党の政審関係の方々に御意見を承りましたので、そういうふうに私があるいは必要の場合に御意見を承るということも、これは決してやぶさかには考えておりません。

○渡辺武君 税制調査会も、どうも私ども税制調査会の今までの答申等の経過を見てみますと、從来の不公平税制がずっとこう温存されて続いてきた、その責任の一端を担わなきやならぬじやないかという気が非常にするわけですよ。ですから、改組も近いわけですけれども、なるべく国民の意見を税調に反映できるような委員にかかる必要があるんじやないか。あるいはそれがもしできなければ、納稅者、特に大企業からの意見でなく、一般納稅者の意見ですね、これを公聴会などで十分に聞く機会を持たなきやならぬじやないか、ということをおやりになる意図がおありかどうか、どうぞ。

○政府委員(山内宏君) 基本的には御趣旨のとおりだと思いますが、ただ、事実関係を申し上げますと、現在税制調査会の委員は三十名いらっしゃいますが、その中でいわゆる産業界に籍を置いておられる方は二名でございます。銀行とか証券会社とか、いわゆる財界と大ざっぱに申せばよろしいと思いますが、その中でいわゆる産業界に籍を置いておられる方が二名でございます。銀行とか証券会社とか、いわゆる財界と大ざっぱに申せばよろしいと思いませんが、そういう方面に籍を置いておられる方がそのほかに二名、その程度でございませんが、とにかく私どもが手に入れることのできた資料だけでも、昭和三十九年の税調の長期答申、この中に三十七年の一月から十二月を調査対象期間とした間接税の所得階層別の負担割合の資料があるんですね。それから同じく税制調査会の昭和四十一年度答申の中にも、これは三十八年の一月から十二月を対象期間とした調査が発表されているんであります。それからこれは税調の中には私ども探したが見ませんでしたけれども、泉美之松氏の「税についての基礎知識」という本の中に、これは昭和四十年分の試算によるということでやはり同じです。泉さんは主税局長もされた方だと思いますが、個人でこれだけの調査はちょっとできないと

○渡辺武君 ところで、間接税が増徴されるとい

うのは、恐らく不可避だと思いますけれども、從来、間接税が国民にどういう負担になるのか、所得税層別の調査をして発表してきた経緯があるわけですね。それで、今回も現状はどうなっているのかということと、それからもし仮に新しい間接税の税制を確立する場合、その現状に基づいてこの税制を採用した場合にはどういう負担割合になりますか。階層別の。そういう資料はこれは十分に検討して出すべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○政府委員(山内宏君) 御指摘の点については、仰せのとおり一般消費税を考えます際には避けて通れない問題であろうかと思います。私どもいたしましたが、かねがねその点については問題意識を持つて検討してまいったわけでござりますが、ただ、いま御指摘のかつて提示をいたしましたものは、その作成手法なりいろいろな技術上かなり十分こなれておりません点がござりますので、その辺のところはさらにいろいろな研究をして改善をいたしまして、できるだけ先ほどの御議論にたえるような資料として今後引き続き勉強してまいりたいと考えております。

○渡辺武君 いや、引き続き勉強したいという感じでござりますが、何のことやらわからぬですがね。とにかく私どもが手に入れるまでのできた資料だけでも、昭和三十九年の税調の長期答申、この中に三十七年の一月から十二月を調査対象期間とした間接税の所得階層別の負担割合の資料があるんですね。それから同じく税制調査会の昭和四十一年度答申の中にも、これは三十八年の一月から十二月を対象期間とした調査が発表されているんであります。それからこれは税調の中には私ども探したが見ませんでしたけれども、泉美之松氏の「税についての基礎知識」という本の中に、これは昭和四十年分の試算によるということでやはり同じです。それからこれは税調の中には私ども探したが見ませんでしたけれども、泉美之松氏の「税についての基礎知識」という本の中に、これは昭和四十年分の試算によるということでやはり同じです。泉さんは主税局長もされた方だと思いますが、個人でこれだけの調査はちょっとできないと

思うんです。大蔵省が調査されたものだと思うんですけど、これはどういうわけか公式には発表されない。私これをずっと見ますと、低所得層とそれから高額所得層の負担割合が、間接税については低所得層の方が非常に重くて高額所得者の方が低いという傾向は、ずっと一貫して各調査ごとにあります。つまり、年が経るにつれて低所得層の負担割合と高額所得層の負担割合との格差がますます大きくなっているという傾向が出てているんです。すでにこれだけの調査がでてきているわけですから、だから不十分な点があれば、これはこれこれこういう理由で不十分だといふことを注釈で書いてくれればそれだけの注意を持って見ますのでね。これだけ間接税制が大きな問題になってきてるときに、当然これは税調にも出さなければならぬでしょう。また国会にも提出していただきたいと思う。そうして国民的な論議をやっていくべきじゃないかというふうに思います。ぜひ出していただきたいと思うんです。その点どうですか。

○政府委員(山内宏君) かつて御指摘のような資料を提出したことは事実でございます。ただ、それ以後それをやめましたのは、先ほども申しましてようやく、統計としての調査の方法につきまして必ずしも十分なものではないという感じを持ったからでございます。手元にちょっと持つておりませんけれども、私の記憶では、全体的には御指摘のようなことでござりますが、酒とたばこという特殊の消費税を除きますと、それ以外の消費税の負担は大体所得にパラレルになつておるかとおもいます。ただ、それが唯一の結論ではございません。再三申し上げますように、いろいろなお手法において研究しなければならぬ点がございます。それはまだ運営のやり方としてわれわれとしでもさらには改善を考えていかなきやならぬと思いますが、基本的にはいま申し上げましたようなことをだと思っております。

問題を御議論願いますについては、いまの御指摘の点がやはり非常に重大な問題であるという点について、十分な問題意識を持つておりますといふ点でひとつ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○渡辺武君 大臣、税制については国民的なコンセンサスが必要だということは政府側も今まで言つてこれたですね。やはり国民が税制について発言して、十分なコンセンサスを得たその土台の上で新税制を私はやるならやる、やらないならやらないと決めるべきだと思います。ですから、いろいろ統計技術上検討すべき問題はそれはあるかもしれません。あるかもしれないけれども、かつてはこうやってできたものが、これがいまだにできないというはずはないと私は思う。ぜひこれは出すべきだと思います。大臣の御見解伺いたいです。

○国務大臣(坊秀男君) 一般的な消費税といったようなものを実行するに当たりましては、御指摘の各階層別の家計における負担というものを、これができるだけ精細なものをしてみたいと、かように考えておりますが、いま審議官が申し上げましたとおりかつては出しておったと。しかしながら、この辺には絶対の自信を持つことのできないような努力をいたしまして、できるだけ自信を持つお目にかけることのできるようなものをつくりたいと、鋭意努力をいたしておる次第でござります。

○渡辺武君 もう時間がなくなってきたが、公債の問題について一、二点伺いたいと思うんです。

金利の引き下げに伴つて、今年度発行する公債の利率も引き下がられたわけですね。ところで、これから景気が多少でも回復して金融も引き締まりぎみになつて、そして金利が上がつた場合は、今年度発行の、つまり利回りの低い公債、これの価格が低落するという可能性があると思うんです。

けれども、その場合の対策を考えていらっしゃるかどうか。

○政府委員(岩瀬義郎君) 債券でございますかから、國債の金利はやはりもろもろの債券の金利とセンサスが必要だということは政府側も今まで言つてこれたですね。やはり国民が税制について発言して、十分なコンセンサスを得たその土台の上で新税制を私はやるならやる、やらないならやらないと決めるべきだと思います。ですから、いろいろ統計技術上検討すべき問題はそれはあるかもしれません。あるかもしれないけれども、かつてはこうやってできたものが、これがいまだにできないというはずはないと私は思う。ぜひこれは出すべきだと思います。大臣の御見解伺いたいです。

○国務大臣(坊秀男君) 一般的な消費税といったようなものを実行するに当たりましては、御指摘の各階層別の家計における負担というものを、これができるだけ精細なものをしてみたいと、かように考えておりますが、いま審議官が申し上げましたとおりかつては出しておったと。しかしながら、この辺には絶対の自信を持つことのできないような努力をいたしまして、できるだけ自信を持つお目にかけることのできるようなものをつくりたいと、鋭意努力をいたしておる次第でござります。

○渡辺武君 いや、時間がなくて、あなたの答弁はいつもピントを外してよけいなことをしゃべつて、時間ばかりかかって困るですよ、率直に言います。ぼくは、金利が今後上がる場合、ことし発行した低利回りの国債は価格が下がるじやないかと、どうなんだと、その場合の対策はどうなんだと、いうふうに考えております。

○政府委員(岩瀬義郎君) 先生の御前提の中に、答弁が長くて恐縮ですが、国債だけが価格が暴落して金利が上がるというようなことは私はあり得ないと思います。そういう金融が引き締まつてくるときには、当然にほかの債券も売られるでしょう。あるいはそういう状況があれば値段は下がるわけだと思います。金利が上がるわけでございません。その状況の中では、国債だけに何か買ひ支えをするとかいうような必要は私はないと思います。国債だけが何か特別の理由でもって下がったりというようなことになりまつたならば、それは国債に対する信用を失うことになります。しかし、金利というものは、全般的なバランスさえとれておれば、それは国債にかかわらず金融機関が持つておられます社債、地方債、いろんなものが先に売られるかもしれません、国債が後になるかもしれませんし、そういうことは私どもとしては、それこそ市場の中における自由な価格というものが形成されていく方が、むしろ望ましいと考えておるわけでござります。

○渡辺武君 たとえばことし引き受けシングルート団が大量の国債引き受けけると。それからまた個人も多少買うでしょう。それが先行き金利が上がりぎみになつて、そして金利が上がつた場合は、今年度発行の、つまり利回りの低い公債、これの価格が低落するという可能性があると思うんです。

は。だから、それについて国債の価格が下がつたときにはどうしますということを、いまのうちにちゃんと検討しておかなければならぬと思います。

たとえば国債整理基金で価格が下がつたときに、金利が上がるというような傾向が出てまいります。するならば、それは国債だけじゃなくて、ほかの債券についても同じような現象が出てくると思います。

したがいまして、その場合にはやはりそういう金利が上昇する過程において、諸金利との関係について、金利が値下がりをして、ほかの債券は値上がりするなど、そういうような動き方にはならないといふふうに考えております。

○渡辺武君 いや、時間がなくて、あなたの答弁はいつもピントを外してよけいなことをしゃべつて、時間ばかりかかって困るですよ、率直に言います。ぼくは、金利が今後上がる場合、ことし発行した低利回りの国債は価格が下がるじやないかと、どうなんだと、その場合の対策はどうなんだと、いうふうに考えております。端的に答えてください、もう時間ないから。

○政府委員(岩瀬義郎君) 先生の御前提の中に、答弁が長くて恐縮ですが、国債だけが価格が暴落して金利が上がるというようなことは私はあり得ないと思います。そういう金融が引き締まつてくるときには、当然にほかの債券も売られるでしょう。あるいはそういう状況があれば値段は下がるわけだと思います。金利が上がるわけでございません。その状況の中では、国債だけに何か買ひ支えをするとかいうような必要は私はないと思います。国債だけが何か特別の理由でもって下がつたりというようなことになりまつたならば、それは国債に対する信用を失うことになります。しかし、金利というものは、全般的なバランスさえとれておれば、それは国債にかかわらず金融機関が持つておられます社債、地方債、いろんなものが先に売られるかもしれません、国債が後になるかもしれませんし、そういうことは私どもとしては、それこそ市場の中における自由な価格というものが形成されていく方が、むしろ望ましいと考えておるわけでござります。

○渡辺武君 最後に一問だけ。時間きて残念です。

それからもう一点伺いたいのは、国債の借りかえです。従来の発行された国債ですね、これの借りかえはだれの保有国債が一番大きいかということで私調べてみましたら、日本銀行の保有国債で

すね。たとえば昭和五十年の場合ですと、日本銀行が買いオペをして保有していた国債のうち四千三百二十六億円がその年に満期が到来したものですが、そのうち現金償還されたものが四百三十四億円で、残りの三千八百九十一億円の国債は、これは借りかえになつて、ところが市中金融機関は非常に少ない、三千九百八十六億円の国債をそのまま引受け、そうして借りかえになつたのはわずかに二十四億円その年に。それから個人の保有分は全然借りかえゼロと。政府保有分も、政府というのはこれから資金運用部資金で買ひ支えるとか、あるいは日本銀行が買ひオペで買ひ支えるとか等いろいろ道は考えられると思う。あるいは下がつたものを借りかえしていくと高利回りの国債にいたがいまして、その場合にはやはりそういう金利が上昇する過程において、諸金利との関係について、金利が値下がりをして、ほかの債券は値上がりするなど、そういうような動き方にはならないといふふうに考えております。

したがいまして、その場合にはやはりそういう金利が上昇する過程において、諸金利との関係について、金利が値下がりをして、ほかの債券は値上がりするなど、そういうような動き方にはならないといふふうに考えております。

○政府委員(岩瀬義郎君) 先生の御前提の中に、答弁が長くて恐縮ですが、国債だけが価格が暴落して金利が上がるというようなことは私はあり得ないと思います。そういう金融が引き締まつてくるときには、当然にほかの債券も売られるでしょう。あるいはそういう状況があれば値段は下がるわけだと思います。金利が上がるわけでございません。その状況の中では、国債だけに何か買ひ支えをするとかいうような必要は私はないと思います。国債だけが何か特別の理由でもって下がつたりというようなことになりまつたならば、それは国債に対する信用を失うことになります。しかし、金利というものは、全般的なバランスさえとれておれば、それは国債にかかわらず金融機関が持つておられます社債、地方債、いろんなものが先に売られるかもしれません、国債が後になるかもしれませんし、そういうことは私どもとしては、それこそ市場の中における自由な価格というものが形成されていく方が、むしろ望ましいと考えておるわけでござります。

○政府委員(岩瀬義郎君) 借りかえ全般のお話は、第一の点は、日本銀行に、従来の国債でござりますと、一年たりたら買ひオペされておりますので、どうしましても長期のものを、資金運用部なり市中から買ひ上げたものを、日本銀行を通じ

て資金運用部なり、あるいは日本銀行なりに保有されているものが多うございますから、現在の市中銀行が持つております分の中からの、その保有量と借りかえの分とを比較いたしますと、それは確かに先生の御指摘のように、市中銀行のそこの割合が低いという形になると思います。一度市中から出まして、市中消化を原則として消化されたものでございますから、これは借りかえにつきましては日本銀行にそれがございましても、それはそのまま借りかえをいたすというのが原則になつておりますから、その点は借りかえ全般のお答えとしていま私の申し上げたとおりでございます。

それから、個人の借りかえ、あるいは市中銀行の借りかえの問題でございますが、いま現在は個人は借りかえをしておりません。今までの実績がございません。将来、いま私ども頭の中にございまるのは、いわゆる積み立て方式の形で五千円とか一万円とかという少額のものから国債を買わしている個人がございます。累積投資と申しておりますが、そういう人たちの国債というのは、場合によつては償還期限の到来するというところに、なおかつそれがまだ累積して積み立てをやついただきたいという希望が出てまいりますと思ひますので、そういうことを主体としながら個人の借りかえということについても今後は前向きに考えてみたいというふうに考えております。

金融機関の借りかえにつきましては、これは原則としてはやはり金融機関手持ちのところで、もちろん毎年現金償還を一部いたしておりませんけれども、その残りについての手元の借りかえは金融機関にお願いせざるを得ないというふうに考えております。

### ○三治重信君 最初に、国債の個人の所有に係る担保の問題をお伺いしたいと思うんですが、この

国債は十年の長期——最近五年ということです

が、五年でも一般的な個人から見るとその間に貯金

を引き出したい、あるいは必要な資金を確保した

いという問題が起きてくると思うんですが、いま

国債の担保はどれくらいの掛け目で借りられるん

ですか。

〔委員長退席 理事戸塚進也君着席〕

それはどういうところで——銀行でもどこでも自由に持つていくと、それのどれくらいの掛け目で借りられるんですか。

○政府委員(岩瀬義郎君) 国債の担保金融という

のは、いろんな、たとえば国民金融公庫あたりで

も国債担保の貸し付けをやっておりますのでござ

りますが、いま代表的なものは日本証券金融とい

う会社がございますが、これは国債の担保金融と

いうのをかなり手広くやつているわけでございま

す。これは大体掛け目九五%でございます。

○三治重信君 そういうふうに非常に特定な金融機関は有利にやつてくれるんですが、一般の信用金庫とか相互銀行とか市中銀行はどうなんですか。

○政府委員(徳田博美君) 一般的の金融機関が国債

を担保にして貸し出す場合の掛け目でござります

が、これは掛け目といふものにつきましては、御承知のとおり各金融機関の裁量に任しております

ので、一律な決めといふのはございませんけれども、一つの銀行の例で申しますと、ある金融機関

では国債の掛け目を八五としております。これに

対しまして金融機関あるいは一部上場社債が八〇、

このようになつておりますと、一般的の債券よりは

国債を優遇しておるわけです。

○三治重信君 この点を、今後個人に国債を所有

さしてもらいためには、必要な場合には売却とい

う手もございますけれども、やはりできる限り一

回買つた債券は財産として持っておつて、必要

な場合には必要な額、臨時に借りられると、そし

てできるだけ早くその借りた資金を償還できる

と、こういうようなことが国債の値段を維持して

おられます。

○三治重信君 最初に、国債の個人の所有に係る

担保の問題をお伺いしたいと思うんですが、この

国債は十年の長期——最近五年ということです

が、五年でも一般的な個人から見るとその間に貯金

を引き出したい、あるいは必要な資金を確保した

いという問題が起きてくると思うんですが、いま

国債の担保はどれくらいの掛け目で借りられるん

で借りられることをぜひ大蔵省は銀行、金融機関に對して、非常にめんどうくさいかもしけんけれども、金融債みたいな一定の期限が来れば必ずその元本が、貸した金を確保できるような資産については、非常に高めの掛け目で、そして利子はで

きるだけ安く貸せる施策をぜひつくっていただきたいと思います。

〔理事戸塚進也君退席 委員長着席〕

それからさらに、これはわが党また私も非常に主張しているところなんですが、どうもこの消費者物価が、定期預金金利や国債のそういう金利よりも高く物価がいつた場合には、やはり低所得者に

対する、また低資産者に対して、個人に一定の限度額、私は三百万円ぐらいがまずめどだと思ついますが、その高いそういう消費者物価に

りをしない程度の利子を補給すべき対策をぜひ今後講じてもらいたい。もちろんこれは消費者物価がそんなに上がらぬで、三%か四%になつてがまんできる程度のときには問題ないのですが、そういうインフレとこういう資産の目減り対策について金融政策、利子対策として、ぜひこういう問題を、社会保障は厚生省だ、労働省だというだけでなくして、やはり金融政策の面からもこういう特別な配慮が今後なさるべきだと思うのですが、

こういうものについての考え方はどうですか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のまず第一

の、国債を担保にする金融の、貸し付けの円滑化についてでござりますが、先生御指摘のとおり、

国債の個人消化の円滑化を図りますためには、いろいろな施策とあわせまして、それを一般の民間金融機関に持つて行つた場合に、容易にそれを担保に金が借りられるということが必要であります。

この点につきましては、一般的には債券担保

を考え方は、そういうことが一般に言われておりますが、やはりそういう経済政策の中にも庶民や一

般市民の生活の最低の保障のために、こういう利子でもあらゆる経済の対策に、ミニマムのもの

についても、やはり変動を補償していくような対策をぜひ考えておる次第でございます。

○三治重信君 従来のそういう目減りに対しても

考え方方は、そういうことが一般に言われておりますが、やはりそういう経済政策の中にも庶民や一

般市民の生活の最低の保障のために、こういう利子でもあらゆる経済の対策に、ミニマムのもの

についても、やはり変動を補償していくような対策をぜひ考えておる次第でございます。

影響が出てくるんじやないかと、こういうふうなことが言われております。現に、日本も北朝鮮に非常に貿易が障害を受ける、こういうかつこうになつておりますが、こういう問題に対しても、日本が共産圏との貿易に対し、非常に共産圏の外貨不足が貿易上、非常な重要な施策に支障を来すんじやないかと思うんですが、これに対する対策はどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君) ソ連等の共産圏の対外債務につきましては、正確なデータはないんでございますが、各種の機関で調査しているところによりますと、まあ四百億ドルとか、そういうふうな大きな数字が言われております。で、これらの国につきましては、その経済が計画的に運営されておらぬということをございますし、それからソ連等につきましては資源もあるという事情もございまして、いままでのところ、大きな支払い遅延はしておらないわけでござります。で、私どもいたしますしては、これらの国に信用を供与する場合には、それぞれの国の信用能力あるいは返済能力、それから経済情勢を見ながら、ケース・バイ・ケースに慎重に考えて信用を供与するというふうな姿勢をとつておるわけでござります。

○三治重信君 それからいま一つ、きょうの新聞なんかにも出でておりますが、日本の為替銀行が何か三百億ドルからのいわゆる為替資金を借り入れをしておる。これに対して日本銀行がこういう無制限に膨張する為替銀行のドルの借り入れに対して、準備預金率を適用してその借り入れを規制する。借り入れが少なくなるような方策として預金準備率を適用するようにして、こういうふうになつておりますが、まあ私は、この三百億ドルからの借り入れを日本の為替銀行がしているということは、非常に驚異であつて、最近までは日本は黒字国で、外貨が蓄積して困つてゐる。困つているというよりか、そのために日本の円レートが貿易に支障を来すほど上がると言われる中で、こういうふうな蓄積、この借り入れがどんどん行わ

れているということは、片方は外貨の準備がえらいたくさん出でているようだ。外國には見られ、この裏の方はほとんど余り譲られておらぬ、これはどういう現象なんですか。

○政府委員(藤岡眞佐夫君)まあおっしゃいますように、日本の為替銀行は短期の外貨債務が二百九十九億ドル程度ございます。もちろん資産もあるわけでございまして、資産百五十億を引きますと、ネットで百四十億ドルぐらいの負債超過になつております。日本の外貨準備が百七十億ドルぐらいございますけれども、両方合わせて金融勘定として見ますと、差引きまして三十億ドルぐらいしか出でていないということは事実でございます。

なぜこれほどに為銀の対外債務があえたかと申しますと、何といましても、三年前からの石油危機後の輸入資金を賄うために、為銀が短期のユーロボージョンは負債超過ではなくて、五億ドルの資産超過であつたわけでござります。たとえば七一年末におきましては、外貨準備は百八十三億ございまして、当時は為銀の対外ボージョンは負債超過ではなくて、五億ドルの資産超過であつたわけでござります。したがいまして、両方合わせますと百八十八億ドルの金融勘定としての对外資産超過であつたわけでございますが、三年後の七五年末におきましては、両方合わせましてマイナス六億ドルということになつております。で、この間の百九十億ドル程度の差といふものは、まさに石油の価格引き上げ等に伴いまして借金の増加と、こういう形で国際収支の赤字を埋めてきたということであらうかと思ひます。

それでは、なぜこういうふうにドルをたくさん、外貨を借りてくるかと申しますと、やはり基本的には、いつもと言えませんが、おおむねドルの方が金利が安かつたと。それから円の場合に

めましたのは、内外金融を同じイコールフットティングにもつていいこうという試みの一つでございました。いま日本の対外取引は、輸出におきまして円が使われておりますのはわずか二、三割でござりますし、輸入におきましてはわずか一%というこ

とでして、アメリカ、ドイツ等に比べて非常に自己通貨の使用が少ないわけでござりますが、その原因には、いま申し上げましたような円と外貨との使いやすさ、あるいはその金利の違いというものがもつたわけでございまして、まあ今日の日本銀行の講じました措置だけですぐに円シフトが起きたとは思ひませんが、長い展望をいたしますと、やはりそういう方向に少しずつ改善していくんではないかと思っておるわけでござります。

○三治重信君 いま一つ最後に、まず先日も新聞には、日本のことしの民間企業の海外でのドル貨債の発行が、今年だけで二十一億ドルも発行されています。たとえば七一年末におきましては、外貨準備は百八十三億ございまして、当時は為銀の対外ボージョンは負債超過ではなくて、五億ドルの資産超過であつたわけでござります。したがいまして、両方合わせますと百八十八億ドルの金融勘定としての对外資産超過であつたわけでございますが、三年後の七五年末におきましては、両方合わせましてマイナス六億ドルということになつております。で、この間の百九十億ドル程度の差といふものは、まさに石油の価格引き上げ等に伴いまして借金の増加と、こういう形で国際収支の赤字を埋めてきたということであらうかと思ひます。

○政府委員(藤岡眞佐夫君)最近では、日本の企業が外債あるいはインバクトローンという形で外貨を取り入れておりますのは年に二十億ドル見当ございますが、その分は確かに御指摘のように、そのまま放置すれば円を強くる要因になるわけございます。他面最近では、国際機関とか外国の政府が東京市場におきまして円建て債を発行いたしますと、円を安くするという方向に動くわ

けでございます。で、御指摘のように、こういう際に、まあ資本輸出をいたしまして、もう少し日本語を出してはどうかということにつきました。それは、先般のロンドンの首脳会議でもそういうふうな合意がございましたし、その前の週のIMFの暫定委員会でも、黒字国は調整過程に加えました。長期資本の流出を図れという話になつております。円建て債が最近大分日本の金利の低下もございましてふえてきておりますが、私どもといったとしても、そういう方向でこれから進めていきたいと思っております。

○福岡知之君 総理に対しまして幾つかの質問をさせさせていただきます。

まず顔を見まして感じたことなんですが、一つは、先般来の日ソ漁業交渉、いろいろ難航がありましたが、一定の結論が得られました。鈴木農林大臣以下関係者の御苦労を多とするわけであります。たとえば七一年度におきましては、ソ日漁業協定をめぐる交渉も始まりましたが、総理はあの一連の経過の中でも、そしてまたあの結果についてどのようにお感じになつたかということ。

それから二つ目は、それと関連しまして、すでに国内における魚価のつり上げが国民の生活を圧迫しかけつてあります。去る十一日、私は物価特別委員会におきまして、すでにこの問題を指摘して、関係省庁の適切な措置を要望したわけでありますが、けさほど総理が、場合によつちやあ元通り借込み買い占め法なども適用するといふほどの御決意だと伺いましたが、やはり大手水産会社の目に余るようなそらいう悪徳行為が幾つか露呈してきている、こういうふうに私は感じるので

が、その点今後の対策はどうかということ。

それからもう一点、これまでテレビの交渉問題で一段落を見たわけありますが、かねて総理にございましたが、その分は確かに御指摘のように、それが金利が安かつたと。それから円の場合に余るようなそらいう悪徳行為が幾つか露呈してきている、こういうふうに私は感じるのでが、その点今後の対策はどうかということ。

それからもう一点、これまでテレビの交渉問題でございましたが、その分は確かに御指摘のように、それが金利が安かつたと。それから円の場合に余るようなそらいう悪徳行為が幾つか露呈してきている、こういうふうに私は感じるのでが、その点今後の対策はどうかということ。

そこで、今日日本銀行で対外債務等に対しまして〇・二五%の準備預金を課するということに決



きましては、これは多くの国からいろいろ問題あるけれども、保護貿易主義をまた一九三〇年代のようなああいう愚かさを繰り返してはならぬといふ見解が述べられまして、結論的には保護貿易主義を排除するということに相なりましたわけです。大変私はよかったですと、こういうふうに考えております。

○福間知之君 いまいみじくも総理 後段でお述べになられましたように、いわば景気の問題について言うならば、スリ・エンジン・カントリー・ズ論があつたわけですけれども、どうも総理が向こうへ行っておられる間の報道によりますと、西ドイツのシュミット首相は、むしろインフレ抑制の方に傾斜をしておるような報道があつたわけですね。また、いまのアメリカのカーター大統領の席上での成長率目標達成への決意、これ伺つたんですけどそれとも、それが本当にそうなのかどうか、総理は直接お聞きになつたんですねが、私どもは、これアメリカは減税を一応停止したと、中止したということは、むしろインフレ懸念をしたからではないのか。また一方、景気も予想外に着実に回復テンポに入つていると、こういうふうに判断をしておったわけですから、総理のお話のように五・八ないし六%ですか、成長目標ということで、これはわが国としては大変好ましいことだと思います。

ところで問題は、私たち日本の場合に、総理がかねがね目標として出されてきました六・七%程度の成長目標を達成するため、どうしてもインフレーションの危惧を持たざるを得ないわけであります。今年度予算の中での公共投資も七三%程度、前倒しで十兆円になんなんとする金額がすでに使われ出したわけでございますが、この後、先ほどの魚帥の問題じゃありませんが、また米価の問題もこれあり。さらにもう、公共料金も一部値上がりが予想されるというような中で、どうしても一般庶民にとって心配なのは物価上昇であります。ロンドン会議でもこの点が、インフレを抑制しつつ景気の回復なり拡大を目指すんだということ

とか宣言に盛られていますね。で、私は、結婚が今まで約束を国内的にもしてられた、あるいは国際的にも今は公にされたということで、それに到達することがむずかしいとなると少し約束をたがえるということで、インフレーションへの危険を犠牲にするというふうなことはよもやあてはならないと思うんですけど、果たしてまことにこのままもう四年半三ヶ月、しかもまだ

等に見られる自由貿易を拡大發展させていくという精神、そういう基調に立って考える場合に、やはり今回の会議での話し合いのトーンは少し厳しいものがあったんじゃないかな。もちろん今後わが国におきましても、まあ総理もおっしゃったように集中豪雨的なある業種がある地域に対してある時に大量に輸出をするということについては、こしらよどき一歩下るといふことはもちろんござい

○國務大臣(福田赳氏君) ロンドン宣言の第二項におきましては、各國はおののおのその掲げた政策目標を達成する、それから同時に經濟安定のための施策、このことはまあ經濟成長がそう高くなく、また國際收支も悪い、またインフレ率も高い、そういう國々に當てはまるんだと思ひますが、安定のための施策、それを実行するようにおののでなく、努力すると、こういうことになっておるわけであります。わが國の場合について見ると、これはそんな國際的な申し合わせを待つまでもなく、これはまあ昨年の夏ごろから景氣は停滞期に入つておる、しかも、需給は非常に緩い状態である、そういう状況ですから、景気政策をとつても物価に大きな影響はない、そういう背景の中で景気政策をとること、これが肝要である、こういうふうに考えて、まあ予算でもお願いいたしましたように、經濟全体といたしまして六・七%成長を実現するということを國民にお約束をしているような形になつてきておる。それを実行してくださいと、こういうような、また國際間の要請ともなつてきておるわけでありますから、これはどうしても六・七%成長を実現する、こういうことは、私は國民に対する義務で

あり、また国際社会に対する責任である、こういうふうに考えております。

さてそれをそれじや実現するにはどうするかといふと、やっぱり私は日本の場合は公共投資をやるほかないと思うんです。民間設備投資といったつてまだ需給ギャップがかなりある、そういう中で設備投資が起るはずがないんです。やっぱり政府が需要を造出するというのを一番近道だといふので、公共事業を中心の予算を編成し、しかも十兆円、政府の統制力の効く公共事業は十兆円あるんです。その十兆円の七割三分は上半期中にこれを契約を了する、またこの四、五、六の間に十兆円の半分、これを契約をこなしてしまうという政策を進めておりますので、私はこの一、二カ月の間にかなり景気上昇はつきりした上昇傾向が見られるということを確信をいたしております。ただし、それは国民経済全体の話でありまして、やはり各企業一つ一つをとつて見ると、業種において非常にばらつきがあるわけであります。また全体としても、仕事はあたえられたけれども利益はふえない、こういうような状態もある。そういう中で金利の負担、これが非常に重圧をなしておる、こういうふうに見るわけであります。そういうようないふうことで金利負担の軽減を図るという政策を一方において打ち出しております。同時に、ばらつきがあると申しましたが、いわゆる特殊な不況産業、これに対しましては一つ一つその対策を個別に打ち出して、その処置を個別にやつてみたいといふふうに考えて、いまその準備作業を進めておるという段階でございます。

○福間知之君 いまのお話の後段に関連しまして、一日ほど前でしたか、日銀総裁もいわばいまの景気といふものに対する一つの認識を見る講演会で発表されましたけれども、それを報道で知る範囲では、やはり高度成長時代における感覚、そういうもので見ると、まだまだ不況感が払拭し切れてないといふふうな一つの指摘がありました。あるいは総理もいまちょっと触れておられたんだけれども、ミクロで見た場合にいいところと悪

いところ、跛行的な状態といふものがかなりあります。これは当然のことで、そこがもう高度成長時代と違うわけであります。今後日本経済はやはりそういう一つの困難性といふものが想像されるわけでして、具体的な施策をひとついまおっしゃられたように今後国内的に整備を進めていくことが私はぜひ必要じゃないか、これは各階層、立場の違う者を超えて、やはり社会が全体として一つの新しい秩序をつくり出していくために必要じゃないか、こういうふうに考えておりますが、積極的にひとつこれはわれわれにも提起を願いたい、審議の対象にしていただきたく、こういうことをお願いしておきます。

時間がございませんので、あとはよろしくお話を三つばかり聞きます。

國債はすでにかなりの量になつておりますから、問題はその償還のめど、これは必ずしもいまわれわれの審議の中でも十分ついておりません。さらにまたその償還のための年度年度ごとの財政を補うためのいわば税収、こういう面につきましては、もともとこの國債発行の今日の状態を続けていくわけにはいかない。それではどうするかというと、やっぱり一方においては國費の切り詰めをしなければならない。他方におきましては増收の手段というものを考えなければならぬ、こういうふうに考えておるわけですが、ただ、國費を切り詰めると申しましても、なかなか國の政策を行つては、この両三日の国会の動き、そういうものもおまじで会期は終了する、こういうことになるので、会期終了をせしめるのか、あるいは会期を延長して諸懸案を片づけるのか、その辺につきましては、まだ重要案件が残され、しかも、今週いっぱいをよく見定める必要もありますし、同時にこれは各党の御意見も承らなければなりませんし、両院議長の御意見もまた承らなければなりません。さて、まだいまのところ会期をどうするかということは、当委員会等でもつと率直な議論というものがあっていいのぢやないか、増税を好むと好みにかかるわらず組上にのせた議論がなされなければならないと思ふが、余り政府の方からございません。そういう点で所見をひとつお伺いしたいことと、それからロンドン会議でもありましたか、今後の経済の景気回復の推移では、新しい政策の追加ということも考慮するということですが、わが国にとつて置き直

して考えた場合には、具体的には補正予算等どうするのかといふことが一つ念頭に浮かぶんです。が、総理はそういうふうに選択していくかといふことが大きな問題になつてくるであろう、こういうふうに思つております。これからさらに具体的な処理をどうするかを詰めなければならぬ、こういうふうに考えておきます。

そういう中で、國債の償還、特例債はどうかといふ話でありますが、先ほど申し上げましたようにこれを償還するんですから、その財源も保有しなければならぬようになります。

それから、景気状況によっては補正予算を組むかというお話をありますが、先ほど申し上げましたように、今度の予算を実行いたしますと、かなり景気は上昇過程に向かつてくるだろうと、こういうふうに思つておられます。これからさらに具体的な処理を考えます。

それから、当面の国会、会期も残り少なくなります。それが、幾つかの重要な案件が残つております。会期延長については各党それなりの思惑で報道がされておりますが、総理の御所見を伺いたいと思

います。

それから、会期の問題をどうするか、こういうお話をございますが、お話しのように、幾つかのまだ重要案件が残され、しかも、今週いっぱいを補うための施策は必要になる、こういうふうに思います。

それから、会期の問題をどうするか、こういうお話をございますが、お話しのように、幾つかのまだ重要案件が残され、しかも、今週いっぱいをしておりません。おりませんが、しかし、経済成長六・七%程度のことはぜひ実現するという考え方から、それがどうも怪しまれるというような事態がもし仮に出てくるというようなことになれば、そのときはそのときで何らかのまたその欠落を補うための施策は必要になる、こういうふうに思います。

それから、会期の問題をどうするか、こういうお話をございますが、お話しのように、幾つかのまだ重要案件が残され、しかも、今週いっぱいをしておりません。おりませんが、しかし、経済成長六・七%程度のことはぜひ実現するという考え方から、それがどうも怪しまれるというような事態がもし仮に出てくるというようなことになれば、そのときはそのときで何らかのまたその欠落を補うための施策は必要になる、こういうふうに思います。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ、これから日本の日本経済運営の中で國債問題というのは最も私は大きな問題になつてくる、こういうふうに思つてます。國債八兆何千億のものを一年のうちに出す、こういうふうに見ております。しかし、景気が活発になり、設備投資も盛んになるというような状態は大変なことになる。まあ私は、ことしほの八兆数千億円の國債がこれは円滑に消化される、こういうふうに見ております。しかしながら、そのままでそのままいきますと、國の資金需要、それから民間の資金需要とは相競合する、こういうことになると思つます。相当金融政策はむずかしい段階になつてゐるわけでござります。そういうことを考えますと、どうしてもこの國債発行の今日の状態を続けていくわけにはいかない。それではどうするかというと、やっぱり一方においては國費の切り詰めをしなければならない。他方におきましては増收の手段というものを考えなければならぬ、こういうふうに考えておるわけですが、ただ、國費を切り詰めると申しましても、なかなか國の政策を施行するという際に、そう多くを切り詰める、金額的に多くを期待するということはむずかしかろうと思うんです。結局、增收の方策を求める、こういうのはかはないと申しますが、なぜかはわからないんですね。確かに組上にのせた議論がなされなければなりませんが、大胆な勇氣ある提言が余り政府の方からございません。そういう点で所見をひとつお伺いしたいことと、それからロンドン会議でもありましたか、今後の経済の景気回復の推移では、新しい政策の追加ということも考慮するということですが、わが国にとつて置き直して考えた場合には、具体的には補正予算等どうするのかといふことが一つ念頭に浮かぶんです。が、総理はそういうふうに選択していくかといふことが大きな問題になつてくるであろう、こういうふうに思つております。これからさらに具体的な処理を考えます。

○和田静夫君 最近の国際会議の中から二、三総理の見解を求めるためにですが、まず第一は、いま行われていますIMC、この主要テーマは、非産油開発途上国との累積債務問題であるといふふうに伝えられております。私は、これは単に不良債務を片づければよい問題ではないと思うんです。今後なお債務が累増していくことを考えられるわけではありませんから、單に金融問題だけではなくて、いまお話をありますから、まずは基本的にはどういうお考へで世界政治の問題であると認識をいたしまします。

そこで、福田さんに指導される日本の政府としては基本的にどういうお考へをお持ちになつてしまひますか。

○国務大臣(福田赳夫君) いわゆるIMC——国際金融会議ですね、これには私は参加はいたしていませんし、タッチしておませんから、その

会議の成り行きがどうなるかこれは承知いたしましたが、しかし、今日の世界情勢というものは、これは非常にむずかしいと思うのです。と申しますのは、いろいろなむずかしい要素が戦後出てきておる。一つは東西関係というこれは政治上の問題ですが、経済に大きな影響がある。それからもう一つは南北関係という、これも戦前になかった新しい現象が出てきている。さらに、これも戦前になかつたのであります、資源エネルギーの有

限という問題が出てきておるわけであります。

そういう中で一体世界はどうするのか、こうい

うことになりますと、やはり一つ一つの国が我を

張つておったのではもう世界は安定しないと思う

んです。やっぱり話し合い、譲り合い、助け合

うことですと、やはり一つ一つの国が我を

張つておったのではもう世界は安定しないと思う

たものをお持ちになるべきだと思うのです。私たちが考える限りにおいて、アメリカの多国籍銀行の不良債務を結果的には肩がわりすることになるようなります。日本の銀行同士の過当競争が大変激しいといふことは現地から見たら一体どういう援助をどうするかということを考えるわけであります。困窮しておる開発途上国といふのに二種類あります。最も貧困な開発途上国、それからそこまではいかないけれど非常に苦しい立場にある開発途上国、その二種類ありますが、その二種類で開発途上国を分けて金融問題というものを考える必要があるんじゃないかというものが大勢でございます。

それで、非常に苦しい状態にある開発途上国に對しましては、かなり条件の緩い融資、そういうことを考へるべきじゃないか。それからそこまで窮状ではないけれど、ここでつなぎの資金対策をすればこの国々の安定はできるんじゃないかとおうということを考えたらどうだろうか、こういふことを考えておるべきじゃないか。それからそこまでおうと、そういうことを考へたらどうだろうか、こういふことを考へるべきじゃないかといふことに対しても、これが国に対しても、これも緩和された形の融資を行なう二つの意見が並行して進められておるわけであります。いろいろ国際社会で議論をしたあげく、そこでその点の考え方が必要じゃないかといふことにになってまいりましたので、わが国といたしまして、その考え方に対しましては応分の協力をいたしたい、こういう考え方でございます。

○和田静夫君 時間がありませんから、意見は意見としてですが、私が特にこの問題を取り上げようとしたのは、ことし一月参議院の議院運営委員会の代表として南米その他アメリカ等回りました。日本の銀行の多国籍化が急速に進んでいることがかなり話題になっています。それとともに、海外での日本政府の考え方、これに対応するにはしっかりと

います。

一例を挙げますと、カリフォルニア州は都市銀行が公定歩合の三月、四月と二度にわたって引き下げはあり得る、こういう発言をなされたと報じられていますが、この真意はどこにありますか。

○國務大臣(福田赳夫君) それは報道の方が多いやうになりましたが、私は、やっぱり考えていくべきではないかということを私たちは考えますが、総理はそういうお考えをお持ちになりましようか。

たしまして、困窮した発展途上国、それに対する援助をどうするかということを考えるわけであります。困窮しておる開発途上国といふのに二種類あります。最も貧困な開発途上国、それからそこまではいかないけれど非常に苦しい立場にある開発途上国、その二種類で開発途上国を分けて金融問題というものを考える必要があるんじゃないかというものが大勢でございます。

それで、非常に苦しい状態にある開発途上国に對しましては、かなり条件の緩い融資、そういうことを考へるべきじゃないか。それからそこまで窮状ではないけれど、ここでつなぎの資金対策をすればこの国々の安定はできるんじゃないかとおうと、そういうことを考へたらどうだろうか、こういふことを考へるべきじゃないかといふことに対しても、これが国に対しても、これも緩和された形の融資を行なう二つの意見が並行して進められておるわけであります。いろいろ国際社会で議論をしたあげく、そこでその点の考え方が必要じゃないかといふことにになってまいりましたので、わが国といたしまして、その考え方に対しましては応分の協力をいたしたい、こういう考え方でございます。

○和田静夫君 時間がありませんから、意見は意見としてですが、私が特にこの問題を取り上げようとしたのは、ことし一月参議院の議院運営委員会の代表として南米その他アメリカ等回りました。日本の銀行の多国籍化が急速に進んでいることがかなり話題になっています。それとともに、海外での日本政府の考え方、これに対応するにはしっかりと

で、二十二日に総理は広島で、この六・七%の経済成長の達成が困難ならば公定歩合の再々引き下げはあり得る、こういう発言をなされたと報じられていますが、この真意はどこにありますか。

○國務大臣(福田赳夫君) それは報道の方が多いやうになりましたが、私は、まだあいいう金融政策もとられたことを背景として実行される、実現されると、こういうふうに考へておると、こういうふうに申し上げるんです。ただし、この六・七%成長は、国民に対する把握をしておかなければなりません。日本銀行の多国籍化に対してどういふ考えで、また總理としてはどうコントロールをされないとされますか。

○國務大臣(福田赳夫君) 確かにカリフォルニア州なんかには、わが国の銀行の支店もありますれば、またアメリカ籍の日本系銀行というものもあるわけであります。日本銀行の多国籍化に対してどういふ考えで、また總理としてはどうコントロールをされると、こういうことは現地から見たら一体どういうことなんだろうということを、やっぱり問題として把握をしておかなければなりません。日本銀行の多国籍化に対してどういふ考えで、また總理としてはどうコントロールをされると、こういうことは現地から見たら一体どういうことなんだろうということを、やっぱり問題として把握をしておかなければなりません。日本銀行の多国籍化に対してどういふ考えで、また總理としてはどうコントロールをされると、こういうことは現地から見たら一体どういうことなんだろうということを、やっぱり問題として把握をしておかなければなりません。

○國務大臣(福田赳夫君) 確かにカリフォルニア州なんかには、わが国の銀行の支店もありますれば、またアメリカ籍の日本系銀行というものもあるわけであります。日本銀行の多国籍化に対してどういふ考えで、また總理としてはどうコントロールをされると、こういうことは現地から見たら一体どういうことなんだろうということを、やっぱり問題として把握をしておかなければなりません。日本銀行の多国籍化に対してどういふ考えで、また總理としてはどうコントロールをされると、こういうことは現地から見たら一体どういうことなんだろうということを、やっぱり問題として把握をしておかなければなりません。

○和田静夫君 そうしますと、その臨機応変の措置を講ずることを申し上げたわけでありまして、そして、それらの取引のためにわが国またはわが国系の金融機関が存在し、それなりの私は役割りを努めている、こういうふうに思っています。

それで、この銀行の支店を設置すると、これは銀行法によつて政府の認可ということになつておられます。それで、この銀行の支店を設置すると、これは銀行法によつて政府の認可とての日本系の銀行、これにつきましても、いま大蔵省で許認可を管理している、こういうたてまえになつておりります。いろいろ国際社会で議論をしたあげく、そこにその点の考え方が必要じゃないかといふことにになってまいりましたので、和田さんのおっしゃるような弊害が出ますので、和田さんのおっしゃるような弊害がないようにといふことを見ながら、そういう許認可をやつてきておるわけであります。

しかし、その多数存在するわが国のあるいはわが国系の銀行の行状がどうだといふような点になると、これは節度を持つてやつてもらいたいといふことは常にこれを求めておる、こういうふうに思つて私の考え方を申し述べる、そして協調と理解を求めるという姿勢を進めていきたいと、こういふふうに考えております。

○和田静夫君 大同につくというお考え方を別に否定しませんが、今度の場合にラール提案があつたりあるいはグート提案があつてみたり、総じて、これは民間の銀行の協力による融資制度という形のものが出されておりますね。私は日本政府の考え方、これに対応するにはしっかりと

いるということになりますか。

○國務大臣(福田赳夫君) いまの時点では、六・七%成長は、今日の財政金融を通じる諸施策を強力に進めていきますれば、これはいずれの施策も必要はない、追加的な施策の必要はない、こういうふうに思つておるわけであります。

○和田静夫君 総理は、公定歩合の再々引き下げ階としては、補正予算も公定歩合の再々引き下げも入つておらぬと、こういうことでございます。

○和田静夫君 先ほどの福岡議員の質問に答えられまして、総理は、六・七%の経済成長の問題といふことは、予算の審議を経ながら国民に約束したことに等しい、こういうふうに言われた。そこ

れ以前から余裕金を市場や手形売買に向けてそぞろに運んでいたわけですね。一方で中小企業の倒産、これは一向に減少しないわけですね。減少しないばかりじゃない。ふえていくと言つてよい状態であります。そうすると何のためか公定歩合が引き下げられたんだどうか。私はこの委員会では何度もこの疑問点を投げかけてきたんです。繰り返してそのことを言つてきたんです。うわさによれば、自由民主党の参議院選挙に向かっての資金が、これから操作されるなどというようなうわさも飛んでいるほどであります。が、そのことを抜きにしても、総理はやっぱりどういうふうにこれを評価されましたか。

○国務大臣(福田赳氏夫君) 普通の場合には公定歩合を下げますと、金融の量的緩和、これが一緒に連動してやってくると、こういう二つの機能が出てくるわけでござりますけれども、今回は、この金融は量的にはこれを緩和する必要がないのだ。もう十分金融は量的には充足されておる、こういう時期でございますので、主として今度の公定歩合の引き下げは、これと並行してやりまする預貯金金利の引き下げ、これと見合いまして貸出金利の引き下げを行なうところに最も大きなウエートがある、こういうふうな見方をいたしております。

○和田 駿夫君 連動のお話がありましたが、公定歩合に連動して預本金利も下げられたわけですね。十九日の本院の商工委員会で、公取の澤田委員長は、現在金融機関の預本金利は、日銀による一種の行政指導で決められているが、こうした仕組みが今後も継続するとなると、再検討の必要が出てくると言わざるを得ない、こういうふうに答弁されているわけですね。そうしますと、この指摘にて行われなきやならぬと思うんですが、いかがですか。

禁止法との関係は、非常にこれはむずかしい問題連をしてくるんですが、いま金融機関が都市銀行と言われる巨大な銀行から、信用組合という零細な銀行、金融機関、こういうものまであるわけでありまして、千差万別というか、大小本当にいろんな形の金融機関が存在するわけです。そういう中で金利の自由競争ということになると、かなりのこれは混乱を引き起こす、こういうふうに思いますので、今日的な問題とすると、金利は何らかの調整のもとに動かさるを得ない、こういうふうに考えますが、長い目の問題としますと、金利の自由化、これをどうするかということは常に検討しなければならぬ。またそういう間において独占禁止法を主管する公取委員会、これとの協調連絡、これにも努力していくかなければならぬ問題である、そういうふうに考えております。

○和田静夫君 今国会は、顧みますと予算修正、減税追加問題が一つの大きな山でありましたが、今後参議院選挙が行われて、さらに院内におけるところの勢力関係というものの変化も予想される向きが非常に高いのでありますけれども、今国会を振り返ってみて、予算編成について、単にリップサービスではなくて、予算編成大綱策定の段階から野党とも話し合われ、その意見を取り入れるようにされるべきだとこう思います。アイデア豊かな福田赳氏さんとこう言っているわけですが、豊富なアイデアの中からこの問題についての御所見を承つておきたいと思います。

○國務大臣(福田赳氏君) 私は、予算ですね、これはみんなして寄つて、そうして統一的な結論を得るということはむずかしい問題だと、こういうふうに考えております。やっぱり政府・与党が中心になってまとめなければならぬ問題だ、こういふうに考えておりますが、それにいたしまして、私も、私はなるべくいま和田さんのおっしゃるようにして、各党の意見また各界の意見、これを聞いて、そしてこれは有効であるというようなものを包摂した予算ができるということが好ましい、こうい

うふうに考えております。  
私は、とにかく昨年は暮れの二十四日に組閣をする、すぐに予算の編成だということでありますので、十分なことはできませんでしたが、曲がりなりにも各党首に会いまして、そして御意見も拝聴し、そしてその御意見の中では共通的に一兆円減税だという御説が多かったんですが、そこまでいきませんでした。三千億円減税にとどめたわけでありましたが、とにかくなるべく皆さんの御意見を承って、そうしてそれが取り入れられるだけ取り入れるという姿勢をとったわけがあります。また御審議の過程におきましても、三千億円の上にさらにまた三千億円の上積み減税を行うということも踏ん切りをつけるということにいたしましたわけですが、五十三年度の予算につきましては、若干余裕も五十二年度に比べてあるわけでありますから、前広に各党の御意見も拝聴いたしまして、そしてできるだけ皆さんとの御意見を反映した予算ということにいたしたい、こういうふうに考えております。

をいたしておるわけです。しかし、現実の問題とするとそれには時間がかかる。時間がかかるが、二分された朝鮮半島の状態、その中におきましては、やはり南北間のあらゆる意味においての均衡というものが朝鮮半島の平和を保障する柱である、こういうふうに考えておるわけです。したがつて、その中の南北関係の均衡の中の一つの要素である軍事面、これにつきましてもバランスが失われないという状態が当面としては私は好ましいのではないか、そういうふうに考えておるわけでござります。

○和田静夫君 この在韓米軍の撤退問題では、三月二十二日の日米共同声明で、日本とも協議が行われるということになつていきましたね。報道によりますと、すでに向こう側の代表は韓国に向かつて出て、それから日本に来る。そこで共同声明の撤退という言葉には、日本側が難色を示されたということがあったようでありますか、まず第一に伺いたいのは、数日中にこの協議が行われる、その場合の日本側の規模といいますか、代表といいますか、参加をする人はどなたになりますか。

○國務大臣(福田赳氏君) それは韓国とアメリカとの間は、これは在韓米軍のこととありますから、これは基本的な関係です。この間においては真剣な討議が行われる、こういうふうに思いますが、一番朝鮮半島と近いところに位するわが日本、しかも日本はアメリカの同盟国だ、こういうような立場にありますから、日本の意見も聞いてみるという程度の接触はこれはあると、こういうふうに思います。しかし日本が、指導的な立場においてこの協議の当事者である、この問題の協議の当事者であるということではないわけでありますから、その場合は恐らく外務大臣あるいは防衛庁長官あるいはその二人一緒に、こういうケースになるだろう、こういうふうに思います。

○和田静夫君 総理はすでにカーター大統領に意見を述べられているわけでありますから、朝鮮半島の問題について。そして先ほど御答弁があり

ましたからそこを深追いをしようと思いませんが、そうしますといまの御答弁との兼ね合いでは、アメリカの計画に反対の意思を表明をされると、いう場合はあり得ないということになりましょ  
うか。

○国務大臣(福田赳氏君) アメリカの計画に反対したところが、アメリカと韓国との基本的な関係の問題ですから、その効力が一体どうだらうこういうふうに思いますが、所見を述べる、こういふ

〇和田静夫君 もう最後になりますが、国会の会期延長問題です。福間委員から質問がございまして、見について米韓ともわが日本の所見についてそれを見つけて、一つの参考とするというケースも出てくるであろう、こういうふうに考えます。

た。わが党の態度をはっきりさせときますから、これには反対であります。特に日韓大陸だな協定の自然承認のために大幅な会期延長が國られるというようなことについては私たちはこれを了とすると、おきにいきません。このことだけは明確にしておきたいと思うのであります。

そこで、この議会政治のあり方からいきまして、非常に残念なことがあります。福田内閣の国民の支持率というのは三〇%を下回っていますね。三月二十日の読売新聞の調査では二七・三%、歴代内閣中最も低い支持率であるといふことになつてゐるわけであります。これは私が言ふことにじやなくして、世論調査の結果がそういうこととなつてゐるわけですが、福田内閣は昨年の総選挙後に、先ほど總理自身がお触れになつたように、成立をいたしました。その意味ではまだ福田内閣そのものとして選挙の洗礼は受けていなければなりません。したがつて、参議院選挙の結果といふのは、その意味では大変重要であります。で、内閣の不支持と受けとれるような結果が生まれないという保証はありません。そういう場合ですね、される姿勢というものをお出しにならなきやなら

ぬと思うのであります。この結果によつては福田内閣が出処進退を明瞭にされると、こういうことがあるのかどうかということが第一点。  
それから第二点は、この参議院選挙に向かつて福田内閣としては何を成果ないし基本的な方針と

いしますか、福田内閣のこれが成果だ、こういうふうなものをどういう形でもって国民にアピールされようとお考えになつてはいるのか、率直な御意見を承つておきたいと思います。

○国務大臣（福田赳氏）　おあれ本邦としては、とり方によつていろいろありますて、けさの新聞あたりを見ますと三八%、これは一番新しい資料ですからぐと上がつてきています。まあそりういうことですから、そんな支持率なんかについてとやかくは申しませんけれども、参議院の選挙は、どうつづいておこなつたか、結果をどうおもつたか、

が終わった段階でどういう道選を考へるかとしましてお話をありまするが、憲法の規定に従いまして堂と行動すると、はつきり申し上げます。

それから、参議院の選舉に向かつて何をするかと、まあ特に参議院の選舉に向かつて政策を考へるというような考え方をしておりません。やっぱりさあ働く福田内閣です、実績を見てくれと、こういうことである。それで、第一は何といつたつてインフレと物価ですよ、この点でひとつ見てもらってくれ、この点。それから私は、國づくりの大きな問題は、これは文教政策、これにある、人づくりにあると思います。そういう点につきましては私の見解を披露し、そして理解を求める、こういうふうに考えております。その他いろいろまあ施策を考えておりますが、それらは選舉があるから言はんんだといふんじやなくて、日本の國を田んぼい、将来を考えると、にこういうことが必要だということは國民に強く訴えたい、こういふふうに考えております。

○和田静夫君 最後にします。

御意見承りました。私の方、選舉で争えば結果が出ることでありますから、お互い正々堂々と争いましょう。そのためには、長期の会期延長などはおやめになつて、もう大体七月三日に向かつて

ずっと進んでいるんですから、ひとつそういう方向で自由民主党を指導される、政府の意見もまとめられる、そういうふうに期待をいたしておきま  
す。

おきたいんですけど、日ソ漁業暫定交渉 まつせ 実に  
二月以来というえらい長い期間かかつて、異例の  
長きにわたって難航した末ようやくまとまってき  
たと、こういうふうに伺っておりまして、これにな  
つゝては会議以下周辺諸大臣と相互通さざまでして

私が総理にお伺いしたのは、それに伴つて発生してまいりました魚価の暴騰ですね、それに対する価格安定の方策についてですけれども、まあスクワードの交渉が長引いている間に、わが国ではナケ、マスあるハますり身の材料となつて、いたと申し上げる以外にないと思います。

専管水域の設定によつて漁獲量の確保が懸念さ  
れている、そういう北洋物が一応上がつてしまふ  
けれども、その北洋物以上に、それ以上にその外に  
國の二百海里に関係されない近海物のアジ、サ  
バ、サンマ、ワカサといったいわゆる多獲性魚類  
といいますか、それまでが交渉の日程にあわせて  
上がつてきてゐる、まあそろして異常な値上がつ  
をしております。

總理府の統計局が発表している消費者物価指數  
や小売物価統計調査、こういうので見ると、こゝ  
し四月の東京都区部の生鮮魚介の対前年同月比の  
上昇率が二二・七%、そういうことで、総合指數  
の動きとは全く異なつた異常な状況を示してい  
と言わざるを得ません。これ調べてみると、一般  
的な食生活に縁の遠い高級魚類によるものじやん  
くて、消費の主体となつてゐるアジ、サバ、イ  
シ、サンマというようなものの値上がりで、こ  
小売価格の上昇を見ても、アジが今年の四月で  
年に比べて六八・八%あるいはサバが二二・一  
%、サンマが七六・四%、こういうような上が  
方をしている。それから卸売の方を見ても同じ  
うに言えるわけです。こういう水産物の週間市

見てみても、四月二十二日から二十八日まで、このときにはアジは、先ほども總理が答弁されたように、漁獲高が減ったのかもわかりませんけれども、昨年の同期に比べまして四九%しか入っていない。それで値段は一七九%というように上がっています。しかし、同じように四月三十日から五月四日を見ても、四〇%しか入荷しておりませんで一六六%の値上げ、前年に比べて五六%上がるているわけです。五月六日から十二日までは六四%で値段は前年同期の一六〇%という上がり方です。これは確かに入荷量が少ない。しかし、ちょっと見てわかるのは、イワシの場合を見るに、四月二十二日から二十八日の一週間は三四%、昨年よりふえています。四月三十日から五月四日は二六%ふえている。五月六日から十二日までは二四%というふうに著しい増加を示しています、入荷量は。ところが、値段の方は四月二十二日から二十八日で昨年より三五%上がっている。四月三十日から五月四日も六三%というふうに上がっておりまして、サバの場合には、昨年とほとんど変わらないような入荷量で、大体この三週間見ますと、マイナス七%、マイナス一七%、プラス九%というふうに対前年同期比では大体余り変わりがないのですが、価格の方は四月二十二日から二十八日の間で卸売が昨年と比べて一〇八%上がっております。つまり前年同期比二〇八%ということですから、倍の値段になつております。で、四月三十日一五月四日が五六%の値上がり、五月六日から十二日が六〇%というふうに、そういう上がり方をしている。

總理にここで、この魚の問題で二つばかり伺つておきたいんですけども、どういうふうに実態をこうござらんになり、責任をどう政府として感じておられるか。

二番目は、先ほどの御答弁でも、買い占め、壟断権限を行使するにあたっては、やはり惜しみの事実が確認した場合、直ちに買い占めの行為を防ぐための「売り惜しみ防止法」を適用し、厳正に運用するということを言わされました。しかし、そういう事実が確認されるより前に、いまの段階で同法の適用を実行つて、その法律に決められている強制権限に基づいて立入調査を実施すべきじゃないか、いまのやないかということが一つございます。これが二点です。

第三点として、現在輸入制限をしてる魚について税関定率法の項目から見てみると、アジ、サバ、イワシというように、多獲性魚類の大半が現在輸入の非自由化品目になっておりますが、これをやはり自由化品目にして緊急輸入をするようになりますけれども、この三点についてひとつお答えをいただきたいと思います。

（日新社）（有田赳太郎）魚の個體問題の実験は、これはスルメ用のイカですね。あれとかいまお話をありましたサバだとかいわんだとか、そういうものにつきましては、これは五十一年中の漁獲が非常に悪かつたんです。まあ三〇%減だとか、あるいはものによりましては五〇%減だとか、そういうような状態。そういうような状態で、需給が逼迫する中でじり高が続いた。そこで日ソ漁業交渉ということになってまいりますと、これはまたそれが心理的影響を及ぼしまして、そして北洋サケ・マスのみならず、以外の魚につきましては、これの値段の影響がありはしないか、そういう心配を私は感したわけです。そこで、まあこれは日

らいたいということにいたしたわけで、自來ずっと魚価また魚 자체の取引の動き、これを注目しておるわけであります。で、買い占め、売り惜しみというような事態がありますれば、いつでもそれを発動するというための調査はおさおさ怠りなくやつておる。いまの段階では、私はその調査でないと、こういうふうに思つておりますが、具体的にどうも魚転がしだ、あるいは買い占め、売り惜しみだというようなことがはつきりいたしますれば、いつでもこれを法の発動をするという方針でございます。

それから、輸入問題についての御所見でございますが、需給が本当に逼迫して、そうしてどうも価格にそれが影響及ぼしてきておると、またこれからも需給問題があるというような際におきましては、これはもう輸入をするほかはないのでありますけれども、まあそれは輸入に踏み切らざるを得なからうというふうに思ひまするが、もうしばらく推移を見たい。それでいろいろ調査もし、まあそういう法発動の警告もするし、それから業界側を広く集めまして、そうして協力を求めるというような努力をしておりますが、昨今に至りますして、まあとにかくもう魚価は上げどまり、そういう状態になつております。それからある種のものにつきましては反落の傾向、こういうものも出てきておるわけでござりますから、それらの事情もよく見守りながら万全の対策をとつていきたい、こういう考え方でございます。

○鈴木一弘君 それから次に、財特法に入りますけれども、四月二十一日の本会議におきまし私は質問いたしました、いわゆる特例公債の発行限度を法定にしろということについて、総理の答弁は、今までの財政法令、予算の扱いの慣行、そういうものも考えるとときに、特にこの際改めてそういう方式を新たに採用するという必要はなかろう、まあこういう答弁なんですけれども、私どもいわゆる特例公債の法律案を、今回の財政特例で決まるわけですから、そのときにやはり発行限度額を予算に決められたという、まあ額と

いうことよりも、はつきりと金額を四兆五百億円なら四兆五百億円と明示するなり、そういうふうにするべきではないかと思います。そういう今までの慣行に従つてということを、上からという言い方をしておりますけれども、私は慣行が間違つているからそういう問題提起したんですねけれども、この財政特例法案、一度通りますと今度は、後、補正予算を組んだ場合にはもう一遍そのための財政特例法をやらなくとも、公債の、国債の増発が幾らでもできるということになるわけであります。そういう新規発行ができるという点では、総理の言う節度ある国債の発行という運営とはほど遠いのじやないかと思うんですが、その点いかがでござりますか。

○國務大臣(福田赳夫君) この前も本会議でお答えしたかと思うんですが、これは鈴木さんのお考えも一つのお考えと、こういうふうに思ひはいたしますが、私どもいまこの時点において補正予算を編成するなんという予定を持つておるわけじやございません。それはしかしそれといたしまして、いまここで予算で十分御審議願つて、そして発行されるべき特例公債の額は決まるとして、こういうことになつておるわけでございますから、これはまあ歯どめとしては十分のものがかかるつているんじやないか、そういうふうに思ひます。建設公債にしてもそうですね。金額を別に法律をもつて決めておるわけじゃないんで、建設公債、建設費があえれば、国の投資があえるというようなことになりますれば、それはそれだけ公債があえることが可能になるわけでございますが、まあ予算でとにかく相当嚴重なしほりがかけておりますので、從来慣行がそうなつておりますので、その慣行でいってかかるべきじやないか。しかしながら、政府といたしましては、慣行、歯どめがあるがなかろうが、公債はそう発行いたしたくありません。これは節度をもつて公債政策には臨むという決意でございます。

や財政制度審議会の報告等では、いわゆる四兆五百億円という規定を発行限度額としてやるといふことについては同一会期内における二重審議、二重議決であるというような言い方をしているんですねけれども、先日のこの大蔵委員会で、それならばいま出されている財政特例法案の第二条の一部を、当初予算で定められた金額の範囲内と、そういうようにも改めれば二重議決にならないじゃないか、しかも、財特法の権限も明確に限定され、そういうことがわが党の矢追委員から出されたわけです。それに対して、当初予算と改めれば、これは補正予算を想定したというふうなことになるという答弁だったんですね。それでは、それじゃそういうことになると、これは単なる私は言いわけじゃないかと。補正予算と言つた場合には、それじゃ補正一号、補正二号、補正三号ということが想定されるということになるという詭弁ですよ、これは单なる。そういうことで非常におかしいと思います。

私は総理に、政治家として、特にこの大蔵委員会は御承知のように保革伯仲です。いつも可否同数であつて、委員長の決するところというのがいまでの慣例でございました。もうほとんどそういう状況が多いわけです。前回も可否同数でした。まあ今回はちょっと変わつてしまいましてけれども、そういうような委員会審議の性格、そういうものから見るといふと、前のときに出したと同じ法律案をまた出してくるというのはおかしいんじゃないいか。やはりそういう問題が提起されても、可否同数でもつていいだといふ点も、それだけが原因じゃありませんけれども、ある。となれば、今度は少しでもそれを薄めていくというような前向きな対処というものをするのが、これは当然政府としても、財政当局としてもるべき態度だらうと私は思いますし、その点は総理はいかがお考えでしようか。

や財政制度審議会の報告等では、いわゆる四兆五百億円といふ規定を発行限度額としてやるということについては同一会期内における二重審議、二重議決であるというような言い方をしているんですけれども、先日のこの大蔵委員会で、それならばいま出されている財政特例法案の第二条の一部を、当初予算で定められた金額の範囲内と、そういうことがわが党の矢追委員から出されたわけです。それに対して、当初予算と改めれば、これは補正予算を想定したというふうなことになるという答弁だったんですね。それでは、それじゃそういうことになると、これは単なる私は言いわけじゃないかと。補正予算と言った場合には、それじゃ補正一号、補正二号、補正三号ということが想定されるということになると、う詭弁ですよ、これは单なる。そういうことで非常におかしいと思います。

私は総理に、政治家として、特にこの大蔵委員会は御承知のように保革伯仲です。いつも可否同数であつて、委員長の決するところというのがいまでの慣例でございました。もうほんとそういう状況が多いわけです。前回も可否同数でした。まあ今回はちょっと変わつてしまいましてけれども、そういうような委員会審議の性格、そういうもののから見るというと、前のときに出したと同じ法律案をまた出してくるというのはおかしいんじゃないいか。やはりそういう問題が提起されて可否同数でもつていったという点も、それだけが原因じやありませんけれども、ある。となれば、今度は少しでもそれを薄めていくというような前向きな対処というものをするのが、これは当然政府としても、財政当局としてもとのべき態度だらうと思思いますし、その点は総理はいかがお考えでしょうか。

ておるわけであります。そういうことから見ますと、ただいま御提案のような当初予算においてと、いろいろまで入れぬでも、私は十分な歯どめの機能といふものが働くのではないか、こういうふうに考えておるわけでございます。いろいろ御議論のあるところでございましょうが、ぜひともひとつ爛眼で御賛成のほどをお願いしたいと思ひます。

○鈴木一弘君 それからもう一つは、景気回復の見通しについてちょっと伺いたいんですけれども、先ほどから大分議論が出ておりますけれども、いまの経済政策の最重点項目というのは、やはり長期低迷の状況にある景気の早期回復だろうと思います。

そういうことで、今回五十二年度の予算でも四兆五百億という赤字国債、それから先ほどの御質問もありましたように、金融面では二度統いて公定歩合の引き下げがあった。しかし、赤字国債の発行というものは、健全財政という財政の健全化とは反対の方向に行くものですね。あと世代に対する負担というものを増加するばかりです。それが先ほど私は大蔵大臣にも質問いたしましたけれども、財政インフレという要素をはらんでいるわけです。しかも、一方では大量な国債発行はクラウディングアウトの発生、こういう懸念もある。そういう好ましくないいろんな問題がこの国債の大量発行で起こってきている。

一方公定歩合の引き下げというのも、いわゆる大企業を中心とした金利の負担の軽減に貢献するということが中心になってきます。預貯金金利の引き下げが同時に実施されたということで、国民のいわゆる零細な預貯金の目減りという、そういうデメリットが出てきてしまい、こういうふうに考えますと、財政金融面からの今回の一連の政策というのは、国民に少なからぬ犠牲を強いたといふことに總理なるんじゃないですか。それによつてあがなつていく景気回復ということになるわけでございますが、その景気回復への見通しについて率直な御見解をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(福田赳夫君) 五十二年度におきましては六・七%成長、こういうことを申し上げておりますが、私は、この目標が到達されるわけがありますが、私は、この目標が到達されることは、かどうかということにつきましては、国民の消費費、これはやや沈滞であります。しかし、依然として大体堅調な基調である、こういうふうに思っております。

それから輸出につきましては、予想したよりも強いて伸びておる、こういう状態であります。それから輸出につきましては、予想したよりも思っております。

○國務大臣(福田赳夫君) これから住宅投資、これも予想したとおり非常に堅調に動いておる、そういう中で設備投資が年度当初に見た、そういう年初に見たよりはまだ低調でございます。しかし、そういう中で公共事業、つまり国の投資、これはとにかく十兆円という予算、その半分を四、五、六で契約を了する、こういうような体制をとっておりますので、経済を動かす諸要素の中でやっぱり公共投資が中心になって景気を押し上げていく、こういうふうに見ております。今月を入れて一、二ヶ月という意味でございます。しかし、私たちも全千島を動かさずしておられるのだろうと、こういうふうに思います。宮本委員長もそのようなことをお考へになつておられるのだろうと、こういうふうに思つた。しかし、私どもは全千島を要求するということは、平和条約のたてまえから無理だと。いわゆる南千島、つまり固有の領土の立場に立ちまして、わが国の主張はいささかも交渉で傷つけられておらぬということははつきり申し上げられると思います。

○渡辺武君 この暫定協定の成文、まだ見る機会がないんですけれども、新聞などの伝えるところによりますと、従来わが国の政府が反対していたソ連最高会議幹部会令、これに基づく線引きというものが文章の中に入つておる。それからまた、第八条ですね、あれで漁業問題、その他の諸問題について今後協議するという、その他の諸問題といふのが、その点大丈夫ですか。

○國務大臣(福田赳夫君) それはもう大丈夫なんですがね。その条文、第八条といふところ、これは電話で聞いたところで正確ではないかもしれませんけれども、概要は尽くしておるんです。「この協定のいかなる規定も、第三次国際連合海洋法法典の規定を適用しない」と書かれています。

○委員長(安田隆明君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、村田秀三君、岩動道行君、桧垣徳太郎君、柳田桃太郎君が委員を辞任され、その補欠として栗原俊夫君、福井勇君、青井政美君、佐々木満君がそれぞれ選任されました。

○渡辺武君 総理のお許しをいただきて通告外の質問を一、二点やらしていただきたいと思います。日ソ漁業交渉の問題ですが、領土問題が背後にあって非常に離航したということは明らかなことです。だと思いますが、わが国の領土要求ですね、これについて将来の国民に領土要求の手を縛るようなことに恐らくならなかつたらうと思いますが、その点はどうでしょうか。

○國務大臣(福田赳夫君) 政府のとつてきておる主張、これにはいささかの障害もなかつたわけであります。ただ、渡辺さん恐らく全千島といふことをお考へになつておられるのだろうと、こういうふうに思つた。しかし、私どもは全千島を要求するということは、平和条約のたてまえから無理だと。いわゆる南千島、つまり固有の領土の立場に立ちまして、わが国の主張はいささかも交渉で傷つけられておらぬということははつきり申し上げられると思います。

○渡辺武君 この暫定協定の成文、まだ見る機会がないんですけれども、新聞などの伝えるところによりますと、従来わが国の政府が反対していたソ連最高会議幹部会令、これに基づく線引きというものが文章の中に入つておる。それからまた、第八条ですね、あれで漁業問題、その他の諸問題について今後協議するという、その他の諸問題といふのが、その点大丈夫ですか。

○國務大臣(福田赳夫君) それはもう大丈夫なんですがね。その条文、第八条といふところ、これは電話で聞いたところで正確ではないかもしれませんけれども、概要は尽くしておるんです。「この協定のいかなる規定も、第三次国際連合海洋法法典の規定を適用しない」と書かれています。

○渡辺武君 もうちょと伺いますが、先ほども申しましたように、この交渉の難航の背後に領土

問題がある、これは明らかなことです、が、今後領土問題の交渉、先ほど總理先回りして言われました、私どもは全千島の返還を要求すべきだというふうに思っておりますけれども、政府として本格的にこの領土返還交渉、これに取り組むおつもりがあるかどうか。

かと申しますと、これは決して武力によって、あるいは侵略によって獲得したものじゃないんですね。私申し上げるまでもなく、これはもう樺太と千島全島をわが国に返せという主張は、これはもうおっしゃるとおり平和条約を廃棄するところの交換で日本の領土になつたものなんで、双方合意の上で平和的にわが国の領土になつたのですよ。これを第二次大戦の終結時に自分の領土に書き込んでしまった、スターリングが。これが社会主義の原則にももとり、国際的な正義にももとつて、これを自分の領土にしていま主張しているということだと思うんですね。ですから、わが国のこと當然のこれは権利として全千島の返還ということを主張すべきだと思いますね。しかし、これには一定の段取りがあると思うんです。日ソ共同声明によりますと、平和条約の締結同時に歓舞、色丹は返すということがあらうで歴史的な経過としてもうたわれていて、はつきりしているわけです。だから、さしあたって平和条約によつてこの二島の返還を求めると同時に、この安保条約の廃棄などを一つの重要な政治的足がかりとして全千島列島の返還に進むべきじゃないかというふうに思ひます。特に、さしあたっては、この千島列島の放棄を内外に宣言したサンフランシスコ条約の第二条、これを直ちに廃棄することを国内の内外にやつぱり宣言して、そつとして領土交渉に進むべきじやないかと思ひますけれども、その点どうでしようか。

いうこと以外にはないわけですが、私は、平和条約は一たん結んだ以上は、これを廢棄するということを一方的に宣言をするということは妥当でないし、また同時に平和条約、これにはソビエトロシアは入つてないのですよ。放棄したと言つけれども、これはこの条約を締結した国々に向かつて放棄しているわけでありまして、ソビエトロシアに対してその領土権を移譲したと、こういうわけじゃないので、ソビエトロシアがそれにもかからず千島列島を事實上占有していると、こういう状態については私は問題はあると思ひますけれども、あれはわが国の領土であるという主張は、これはなかなか私はむずかしい問題だと、こういうふうに考えております。

○渡辺武君 私はそれは、一たん締結した条約を守らなければならぬというその立場はそのとおりだと思います。しかし、やっぱり國際的な正義にもとるような他国の措置について、誤つてサンフランシスコ条約の第二条で千島を放棄してしまつて、その誤りを正すということ、そして国際的な正義の立場に立つてこの返還交渉を進めるということは、これは後代の政府としては当然にやるべきことだと思いますね。領土問題というのはこれは国民的な重要な要求ですよ。そういう問題についてかつての誤りに依然として固執する、そして國際的な不正義を正そらとしないというような態度では、私は、総理大臣が国民的な信頼はどうてい得ることできないんじやないかと思うんですね。その点重ねて伺います。やるべきだと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 渡辺さんの政黨の御所見、これは前から承つておるところでございまするけれども、條約は守るという國際信義を貫き通しているわが国として、平和条約を破棄するという行動はとりたくない、かように考えておりま

それでは本題に。総理、この間のロンドン会議に向かわれる際、いまの世界経済の危機、これは一九三〇年代の危機になぞらえて、新しい世界経済の秩序、社会の秩序が必要だ、という趣旨のことを言われたと思いますが、その具体的な内容というのはどういう構想なのか総理の御経験を伺いたい。

同時に、ロンドン会議の結果、その経緯に照らしてどういふうに評価されておられるか、これも伺いたい。

○國務大臣（福田赳氏君） 私は、今日の世界情勢が一九三〇年代と似ておる。こういうことは、會議の冒頭發言である申し述べた。私は一番よくこの中で、このいきさつを知っている、いわば三〇年代の歴史の生き証人、こういう立場で申し上げる、こういふことでくどく申し上げたんですが、あれは一九二九年にアメリカで恐慌が起こって、そうしてヨーロッパにそれが波及して、そして世界大混乱になった。これじゃもう大変だということで、同じロンドンにおいて国際経済會議が開かれる。その四年間に各国はめいめいの立場で保護貿易体制をとったわけです。ある国は関税壁壇を一方的に持ち上げちゃうとか、ある国は為替管理を強化するとか、あるいは割り当て制を全面的に採用するとか、そういうことをやつた。だから世界は経済として縮沈みになりまして、そのロンドン経済會議がこれじゃいかぬというので開かれるまでの四年間に実に世界貿易は四割減る、また総生産は三割減るということになり、しかも、この状態じやいかぬというので開かれた會議が合意に到達しないで休会のまま散会するということになつて、そしてますます保護体制は進められるということになり、さらに世界経済は悪化して、そうして諸国に社会不安というものが起つてくる。昭和初期のわが国におきましてはあのような事件が続発したわけでございます。

そういう中で社会不安があると、どうしてもやはりいろんな事件が日本ばかりでないほかの国で

も起きてくる、そういう状態が背景となつて、第二次世界大戦というものが起つてくる。あのときの私は、世界の指導者といふものは間違つた、この間違いを繰り返しちゃならぬ、こういうことを力説したわけですが、今日はさらにその上にむずかしい問題がありますのは、資源有限という問題が起つてきておる。南北問題が起つてきておる。東西という問題が起つてきておる。

そういう中で、これはやはりいめいの国が、自分の立場ばかりにこだわっておつちやいかぬと、小異を捨てて大同につく、大同とは何だといふと、相協力いたしましてそして助け合う、また同時に、この力のある国は、世界の経済を長期不況から救い出すため牽引的な役割をする、それから保護貿易体制というものを再びとつてはいかな、こういうことを力説し、そういう中で、何でも話し合いで事を解決するという方式を立てよの、そういうふうに考えます。

○渡辺武君 総理、経済問題としてはもう一步突っ込んで考えていく必要があるのじゃないかという感じがするのですね。と申しますのは、おっしゃるとおり、一九三〇年代のあの経済的な危機ですね。これは第二次世界大戦まで発展したわけですね。ところで、その反省が、これは終戦の前年でございましたか、ブレトン・ウッズ会議が行われて、そうしてそこでいわば合意されたブレトン・ウッズ体制が戦後経済の構築になつたわけです。これは総理のおっしゃった一九三〇年代の経済危機の教訓から出発していると私は思ひますね。ところが、現在われわれが直面しているこの世界経済体制の危機、これはまさにブレトン・ウッズ体制が崩壊しつつあるというところにこそ一番の特徴があるのじゃないでしょうか、ブレトン・ウッズ体制、これはいろいろ見方もあります。私は大筋から言えど、戦後アメリカを中心とする各国のこの発達した資本主義国の同盟、そうして

アメリカに従属的に同盟したものとの各の大企業、独占資本の復活強化、そしてこれを支えるものとしてIMF、ガット、世界銀行などの国際機構が構築されて、そして為替相場は金一オンス三十五ドルということを中心としたいわば固定レート制度をとつた。ガットは自由無差別の貿易主義をとつて、そうして貿易を進めた。世界市場を構築した。

まあ、まだいろいろ言いたいことはありますけれども、大筋で言えばそういうことがいままさに崩れつつある。為替レートは変動相場制に変わってしまった。そうしてまた今度のロンドン会議でも、アメリカの威令はまさに地に落ちたという感じがするじゃないですか。どうですか。たとえば核燃料の再処理問題。日本政府、西ドイツと組んでアメリカといろいろやり合つたというような状況でしょうね。そうしてガットの貿易の問題にしましても、アメリカの威令はまさに地に落ちたという感じがするじゃないですか。どうですか。たとえば核燃料の再処理問題。日本政府、西ドイツと組んでアメリカといろいろやり合つたというような状況でしょうね。そうしてガットの貿易の問題にしましても、東京ラウンド今年度中に開くというのも、これは明確にはうたわれていません。恐らく延びることだろうというふうに思われますし、その他等々、やはり今度のロンドン会議がいまの世界危機によく対応した結論を出したとはちょっと考えられない。何かやはり新しい発想で対応しないきやならないじゃないかと思ひますが、その点についての総理の経験、重ねて伺いたいと思ひます。

○國務大臣(福田赳夫君) 私は、例の石油ショックですね、これは資源エネルギー時代を象徴する事件だと思います。あの石油ショックでブレトン・ウッズ体制といいますか、戦後ずっと続いてきた体制がかなり打撃を受けたといふことは申し上げることはできると思うんですが、あれが崩壊しました。、こういう受け取り方はいたしておません。やっぱり戦前に比べまして、先ほど非常に私はむずかしい問題が幾つか出てきておるということを申し上げましたが、いいことがあります、一つは。それはやっぱり国際協調、そのかなめをなすものはブレトン・ウッズ体制、それである。やっぱりこれだけの不況が長続きしたそういう中で、とにかく保護貿易体制というあの戦前の愚かな選択

をしないで今まで世界が続いてきたというゆえんのものは、私は、世界の協調の仕組みというものが相当きめ細かに張りめぐらされておるというところにあると、こういうふうに思ひます。特に資源ですね、エネルギー、これをめぐりまして非常に世界情勢はむずかしい、険しい道を歩むという事になりましたので、やっぱり協調と連帯しておると、こういうふうに考えておきます。

○三治重信君 大変お疲れのところでございますが、公債の個人所有の問題一点にしほつてお伺いを申し上げます。

公債の大体五十五年度までの発行については、一応の前提をいたしたんだといつても、そういうものの数量は記されておりますが、こういう公債の落ちつき先ですね、こういうものについて何ば質問してもなかなか答弁がない。私は、その発行の長期計画があれば、それが落ちつき先はどういうふうに落ちつけさせたい、これが国債の価値を維持し、また公債政策というものは、発行政策だけではなくて、その発行したものが国民の間に、金融機関または個人の間にどういうふうに落ちついで保有されるべきだと、こういうことが政府としても一応の目算があつてしかるべきだと思ひなんですが、そういうことについて、特に総理として個人の所有がいま現在一二〇%程度なんですが、アメリカやイギリスでは大体三〇%前後、一番私は西ドイツがもっと多いかと思つたら、西ドイツがいまの資料だと二〇%前後になつてゐるわけなんです。日本として、今後国債の大量発行に対しても、個人所有なり金融機関との割合をどういうふうに落ちつけていきたいとお考えがありましたらお聞かせ願いたい。

○國務大臣(福田赳夫君) まあ、経済は流動的でありますので、これから発行される公債が、どういう割合で、あるいは日本銀行に、あるいは資金運用部に、あるいは個人に、あるいは金融機関に保有されるような状態になるかというお尋ねに対しましては、数字をもつてはお答えでき得る筋の

ものではございませんけれども、しかし私は、これから景気が回復するということになりますと、金融機関に今日のよう大部分を保有しているのが相当きめ細かに張りめぐらされておるというところにあると、こういうふうに思ひます。特に資源ですね、エネルギー、これをめぐりましては、まあ個人の保有、これが伸びていくと、どうしてでも必要になってくる、こういうふうに考へておるわけあります。

○三治重信君 いま、個人の所有の恩典として、いわゆる利子の非課税のマル優制度が公債に、また一般的の貯蓄にプラスして行われておるわけなんですが、これはそういう相当、何といいますか、いう姿、これはどうしても必要になってくる、こういうふうに考へておるわけあります。

○三治重信君 いま、個人の所有の恩典として、いわゆる利子の非課税のマル優制度が公債に、また一般的の貯蓄にプラスして行われておるわけなんですが、これはそういう相当、何といいますか、いう姿、これはどうしても必要になってくる、これが伸びていくと、金融機関に今日のよう大部分を保有しているのが相当きめ細かに張りめぐらされておるというところにあると、こういうふうに思ひます。特に資源ですね、エネルギー、これをめぐりましては、まあ個人の保有、これが伸びていくと、どうしてでも必要になってくる、こういうふうに考へておるわけあります。

○國務大臣(福田赳夫君) まあ根本は、これは私は、国債の利回りが他の証券に比べてどう割り安いんだと、こういうことだらうと思うんですね。まあそういう点から見ますと、かなり事業債なんかとの利幅が少なくなつてきておる。こういう傾向で、まあ好ましい傾向になつてきておるのですが、しかし同時に、これは政府が売り出すんですね。まあそういう点から見ますと、かなり事業債なんかとの利幅が少なくなつてきておる。こう考えなきゃならぬし、いまおっしゃるとおり、お話をかせ願いたい。

○國務大臣(福田赳夫君) まあ、経済は流動的でありますので、これから発行される公債が、どういう割合で、あるいは日本銀行に、あるいは資金運用部に、あるいは個人に、あるいは金融機関に保有されるような状態になるかというお尋ねに対しましては、数字をもつてはお答えでき得る筋の

い人にも持つていただくということについても考えなきゃならぬし、それはまあいろいろのことを考えてきて実行もしておるわけありますするが、とにかく零細な貯蓄力を持つておる人を含めまして、なるべくこの国債を個人で多く消化させるということにつきましては、あらゆる知恵をしぼつてみたいと、かように考えます。

○三治重信君 そういう積極的な考え方を示されたわけなんですが、ぜひひとつこの公債の大量発行の中で、この一般的な貯蓄の中で消化するといふことだけでは、私は大量の公債がいづれまた金融機関なり、政府が買戻さなければならぬような事態にならうかと思う。一般的の庶民に長期の貯蓄で消化する積極的な対策をぜひ考えていただきたいと、またこういう問題は、長期対策を考えたことによって初めて公債の価値が維持できる、債券の価値が維持できる、こういうふうに思つております。そのためには、それだけでないわゆる政策だと、今までの答弁だとみんな一般的な金融政策、一般的な公債政策、こういうことだけで割り切つてしまつておられるわけですが、それに対してやはり社会政策的な配慮を加味する、社会政策も兼ねていくと、その一番重要なところは、私は、やはり底上げだと思うんです。いわゆる本当に貧乏な人をなくしていく、その底上げだと思います。そのためには自分から積極的にそういう財産をつくっていく、あるいは所得を蓄積していくと、こういう積極的な誘導政策といふものがとられてしかるべきだと思うんです。

それに対して、西ドイツはそういうプレミアム

立たせていく、こういうふうに資料は報告され

ておるわけなんですが、何も西ドイツのまねをするということではなく、また日本も、

所得階層としては、中産意識が——総理府の調査

で中の下まで入れれば九〇%と、こういうふうになつておりますが、やはり財産の分布からいくと、私はまだ相当な、非常な貧富の差がある

と思ふんです。今後増加するストックの分配政策、所有政策というもののそういう関係というものを改善する対策として、公債政策をぜひ積極的

に擁護して、また加味していただきことが、公債の価値を維持するとともに、日本の安定、一つの庶民の生活の安定化政策にもつながると思うので

すが、そういう長期の一つの積極政策というものを、ぜひ金融当局、財政当局でもそういう社会政策の部面を配慮した政策を新しく取り入れた方向で考えていただきたいと思います。これを最後の質問として質問を終わります。

○國務大臣(福田赳夫君) 気持ちはよくわかるのですよ。わかりますが、国債というものはやはりこれは転々流通すると、こういうものでなければならぬわけがありますから、どうもその所

得階層別に違つた銘柄の公債が出るのだというこ

とはなかなかこれは取り入れにくのことじやない

か。ドイツのお話がありましたが、わが国におきましてはすでにマル優制度というものがあるわけ

でございます。それからまあ、公債の額面につきまして必ずいぶん小さい額面まで落としておる、

そういうような状況でございまして、まあお話の筋のことは大方実行しておるような感じがします

が、なおしかし、個人消化これを一体どうするか、特に零細な貯蓄能力しかない人の消化をどう

するかということにつきましてはあらゆる工夫をしてみたい、かように考えます。

○野木陳平君 三治委員の質問に関連して聞きま

すけれども、いま国債は割合がほんのちょっとあるだけ、十年ものが一本になつていますけれど

も、特にいまのお話にあるような個人消化、個人

保有ということを考えた場合に、総理、もう二

回も半月の差がありましたか、この間に駆け込

みの郵便貯金があふえるという現象が起きたよう

ですが、これもちよとぼくは銀行の味方をするわ

けじやありませんけれども、民営と国営で競争条

件に半月間差が出るというのはどう考えても説明

がつかないようなんですが、もちろんここに金利の一

本化という問題もくるんでしょけれども、どう

なんでしょうか総理、いつまでもこういうことが

あるのは、いわゆる一般の消費者の方にとつても

ある意味の不公平も出てくるようと思いまして、

金融機関だけの問題ではないんで、これ今後やは

ですけれども、何種類かの国債を当然もう来年度

には出すような構想があつていいと思うんですが、これに

向でいかなきやうをだなと思うんですが、これに

ついてはどうでしょう、毎回同じことがあるよう

れとも五年もの、三年ものというような多種類のものを出す構想がおありですか、その点をまずお聞きしたいです。

○國務大臣(福田赳夫君) 私が先ほど申し上げましたように、これは政府の商品でありますから、これはいろんな態様のものがあつてしかるべきで

あると、こういうふうに思つております。大蔵省でも当然それを検討しておる、こういうふうに考

えます。

○政府委員(岩瀬義郎君) せつからこの一月から中期割引国債を出したばかりでございます。これ

はまさに個人消化向けでございます。これはやつぱりある程度新銘柄を出します場合にやはりそれ

ぞれ金融市場におけるいろんな競合銘柄もござい

ますので、いま新しい新国債を出しましたところ

で、それの定着ぐらいといふものを見きわめてみ

たいというふうに考えております。現在の一般の

年もの国債も、先ほど総理が申ましたように、税制面とかいろんな特典がございますのでか

なり最近売れてきております。したがつて、その

両者の二種類の国債でしばらく個人消化を努力してみたい、こういうふうに考えております。

○野木陳平君 まあそれだけでないでしょうけれども、郵便貯金とそれから一般金融機関の預金と

の間でいろいろ差が出てきているよう、かなり

最近では銀行などの金融機関が神経質になつて

いるような話を聞きますが、そこで、最近何か大蔵

省の方で金融機関に、一部の金融機関からかなり

要請が出ていたようですが、複利の定期ですね、

郵便局の定期に匹敵するような内容は詳しいこ

とわかりませんけれども、複利の定期のような構

想があつて、これを何か認めるという動きがある

やに聞いているんですけども、その点について

総理、特にこれを悪いとも思わないのですが、た

だいろいろ問題があるようですが、これどうなん

でしようかこの構想、実施の方向でいま検討されて

ているんですか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘の複利定期

預金でございますが、この種の預金につきまして

は、かねてから金融界の一部からいろいろ希望が

出しているわけございませんけれども、このような

預金につきましては法制上の問題あるいは金融機

関との競合関係そのほかいろいろ問題があるわけ

でございます。しかしながら、一方金融機関の公

共性という見地から見まして、国民のニーズに合

わせました貯蓄手段の開発を図るということは、

これまた考慮されしかるべきことでございます

ので、大蔵省は今般現行制度のもとで考えられる

ですが。

○國務大臣(福田赳夫君) その問題は長くて新し

い問題でございます。金利政策の面から言います

れば、郵便貯金の金利問題、これを度外視して有

効なる効果といふものはなかなかむずかしいので

ござりますけれども、しかし、いまわが国の制

度、たてまえ上御承知のような仕組みになつてお

る。これを変えることが事実上なかなかむずかし

いのですよ。しかし、一体として機能するという

ためには、郵便貯金が一般の金利とともに連動し

て動くということが望ましいわけあります。

で、今後の検討課題ということにさせていただ

きたいと思います。

○野木陳平君 まあそれだけでないでしょうけれども、郵便貯金とそれから一般金融機関の預金と

の間でいろいろ差が出てきているよう、かなり

最近では銀行などの金融機関が神経質になつて

いるような話を聞きますが、そこで、最近何か大蔵

省の方で金融機関に、一部の金融機関からかなり

要請が出ていたようですが、複利の定期ですね、

郵便局の定期に匹敵するような内容は詳しいこ

とわかりませんけれども、複利の定期のような構

想があつて、これを何か認めるという動きがある

やに聞いているんですけども、その点について

総理、特にこれを悪いとも思わないのですが、た

だいろいろ問題があるようですが、これどうなん

でしようかこの構想、実施の方向でいま検討されて

いるんですか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘の複利定期

預金でございますが、この種の預金につきまして

は、かねてから金融界の一部からいろいろ希望が

出しているわけございませんけれども、このような

預金につきましては法制上の問題あるいは金融機

関との競合関係そのほかいろいろ問題があるわけ

でございます。しかしながら、一方金融機関の公

共性という見地から見まして、国民のニーズに合

わせました貯蓄手段の開発を図るということは、

これまた考慮されしかるべきことでございます

ので、大蔵省は今般現行制度のもとで考えられる

一つの案を示しまして、各業界の感触を打診したものでございます。今後は各業界の意見を聞いた上でこの取り扱いを検討してまいりたいと、このように考えております。

○野末陳平君 そうすると、認めるというのじゃなくなり前向きにいま検討しつつあるというようなことになるんでしょうか。

○政府委員(徳田博美君) 御指摘のとおりでございまして、これを認めるとか認めないということをいまの段階で決めているわけじやございません。各業界の意向を十分に勘案いたしまして、また国民のニーズということも考えましてこれを検討してまいりたいと、このように考えておりま

す。

○野末陳平君 総理にもう一つお伺いしますが、五十五年度には赤字国債脱却しようという話はもう前からあるんですけれども、この間もここで参考人の御意見いろいろ聞きましたけれども、やはり考えても景気回復を期待するよりは、何か増税の方が可能性が強いような、もちろん増税してこの赤字国債脱却できるという意見もなかったんですね。非常にむずかしいであろうということだつたんですが、それでも増税ということはもうどうも避けられないような情勢になってきている。その割りにはまともな具体的な議論がどうしてもここではできないわけです。ということは、たとえば増税する場合でも、一般消費税みた

いのが一番有力だと、この間この委員会で参考人も意見を開陳されたんですけども、じや具体的にこの委員会でお聞きすると、何となく逃げて議論の場に、この増税という問題が具体的になかなかなか出てこないんですね。

さつき福間委員の質問にもありましたけど、そこで総理、最後になりましたけども、総理の頭の中では増税の青写真はどうなっているのか。早くそれを言つていただきないと、議論したくてもできないわけですね。いつも増税はしようがないと言つただけでもって、具体的にと思うとどうもその辺でいつも逃げられる。これじゃ時間がせぎです

するなって、まともな大蔵委員会の税制改正の議論を避けて通るようなことはよくないと思いまして、言いませんけども、やっぱり一般消費税を主力にいかざるを得ないと、その辺のところまでも具体的にここでお答え願いたいと思います、最後に。

○國務大臣(福田赳氏君) 税の問題は、景気の問題並びに物価の問題と非常に関係があるわけなんです。そこで、さあ五十五年度には特例公債をなくすということを考えますと、これはその時点までかなりの増税ということは必要になってくる。これはまあ御承知のとおりなんですが、さあいかなるタイミングをとつて増税を打ち出すかということになりますと、また景気が落ちつかないという段階でそれを打ち出すわけにもいかぬ。また消費課税というようなことになれば、これは物価にそれは多大な影響があるだろうと思うんです。この物価の動きも見なきやならぬというので、まあ具体的にどういうふうにするかということを申し上げかねておる次第でございます。それらの点、物価、景気、これがどういうふうにどういう段階で落ちつきを見せるか、その辺を見きわめながらまあ増税の論議はしていかなきやならぬというのでは、まことに何というか、もどかしいお答えをしておるような状態ですが、いまこの段階では増税構想を政府はこんなな気持であるというこそ申すらも申し上げかねておる次第でございます。

○委員長(安田隆明君) 他に御発言もなければ、三法案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認めます。されば、これより昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案に対する討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○福間知之君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま議題となりました昭和五十二年度の公債の

発行の特例に関する法律案に対しまして反対の討論を行います。

今日、不況とインフレの共存する中で国民生活は圧迫され続けております。昭和五十一年度の動労者家計は実質所得でマイナス〇・九%を示して

おり、失業者は百万人を超え、さらに企業倒産は過去一年間で一万五千件にも及び、その中で、特に中小零細企業を中心とした経済的弱者にそのしわ寄せが集中されているのであります。しかし、政府の情勢認識と対策は依然として旧来の高度成長政策の幻想にとらわれていると言わねばなりません。そしてまた、今日の財政危機を開拓するた

めには、高度成長型、資本蓄積型税制の根本的改革なくしてその実現は困難だと考えるのであります。ですが、政府の姿勢はその真剣さが欠けているのではないか。そもそも、三年間連続して歳入の三割に近い国債を発行し、それに依存するといふ異常な財政状態につきましては、政府の責任を厳しく批判しなければなりません。以下、本

法案審議を通じまして明確になった問題点を指摘しつつ、反対の理由を述べます。

まず第一に、国債の累積と国債費の問題であります。本年度予算の国債費は二兆三千億円にも上

り、財政収支試算によれば、昭和五十五年度末には国債残高は五十五兆円、国債費は歳出の一〇%を超え、国債収入の七〇%に相当するというべきが、政府はこんなな気持であるといふのは、たとえ深刻な事態を招くのであります。このことはまさに財政硬直化の最大要因になることは必至であります。したがって、償還財源の適切な確保あるいは償還計画の確立こそ緊要であります

が、政府にその具体策がないのであります。次に、このようないなに抱かれた財政を前提にいかなる財政運営を行うかについて、その政策的展望を持つていよいよことがあります。それは金融政策とも関連することですが、国債、地方債など

あります。現在の経済状況では、民間の資金需要は低迷し、勢い公共資金の比重は高まっている

のであります。資金の流れ全体を転換して活用しようという意思が政府には乏しく、一たび民間の資金需要が高まりますと、信用創造による通貨の増発によってインフレの危険を助長することになります。

第三に、国債の消化についてであります。わが国の市中消化とは名ばかりで、政府・日銀の国債保有割合がその半数以上を占めている事実にその姿が象徴されております。最近、個人による国債消化が一〇%を超えたとはいえ、本来の姿とはほど遠い状況であります。国民の協力を得る国債発行ということを考えれば、金融資産として魅力のある国債、そしてまた価値が保証されるということが肝要であります。そのためにはまず何よりもインフレーションによる目減りをなくす必要があります。しかし政府は、依然として国債引受けシテへの割り当てによる御用金調達思想の域を出でおらないと考えられます。インフレ抑制への決意を疑うのであります。

最後に、増税時代の到来かという今日の事態における政府の姿勢についてであります。巨額の累積国債解消については二つの方法があらうかと考えます。一つは、増税による財源の確保であり、いま一つは、インフレによる債務者利得、すなわち借金の目減り政策と、あわせて福祉切り捨ての方途であります。われわれが慎重かつ勇気を持って検討を加えねばべき政策は、やはり第一の増税策であります。福祉の充実は経済成長のいかんにかかわらず実現すべきものであり、インフレは最も不公平な間接増税であり、容認すべきではありません。問題は、増税政策実行に当たって、だれにどのように負担をさせるかであります。そしてその原則は、あくまでも税の負担能力に応じて負担を要求する能力負担の原則を貫かねばなりません。すなわち、高額所得者、資産所得者と法人、大企業を対象とするのは当然のことであり、個人所得税の負担増加を大衆課税の強化に求めることなどは論外であります。

以上種々申しましたが、私の反対討論の内容といたします。

○上條勝久君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案に対し、賛成の意を表明するものであります。

わが国経済の現況は、基調としては回復過程にあるものの、昨年後半以降の回復のテンポは緩慢化し、最近においても、なおこの情勢からの脱却の明確な兆しをつかむことができない状況にあります。

このような実態を背景とする昭和五十一年度の経済運営に当たっては、物価の安定に配意しつつ、景気の着実な回復を図って、雇用の安定を実現することが、現下の最大の政策課題であると考えます。

財政面におきましては、昭和五十一年度予算是、需要創出効果の大きい公共事業に重点を置いて編成されておりますが、その執行についても、公共事業の上記契約率の目標を七三%として、その効果を最大限に活用する政策運営が実施に移されていることについて私はこれを高く評価するものであります。

また、金融面においても、三月の第五次公定歩合引き下げに引き続き、四月にも第六次引き下げが行われたばかりでなく、長期金利引き下げも相次いで行われており、これらの財政、金融両面からの諸措置は、政府の景気回復への政策態度を鮮明に打ち出したものであり、これが今後の日本経済を安定成長の軌道に乗せる重要な足がかりとなるものであると確信するものであります。

しかしながら、昭和五十一年度の財政運営は、歳入面において、長期にわたる不況の後遺症といふべき巨額の税収不足がなお続くという厳しい現実を負つております。中小所得者の負担軽減を中心とする所得税減税に加えて、与野党合意による追加減税を行う一方、所要の增收措置を講じてもなほ、十分な収支を期待できない状況にあります。

ここにおいて、昭和五十一年度の特例措置として、建設国債のほか、特別公債の発行によって適正な行政水準の維持を図り、国民生活と経済の安定及び国民福祉の充実に配意しようとした政府の政策的判断に対し、私はこれに基本的に賛成するものであります。

本案は、言うまでもなく財政法の特例措置を講じようとするものであり、特例公債の発行が恒常化するようなことは断じて避けなければなりません。一日も早く、特例公債依存の財政からの脱却を図るため、立法府も行政府も一体となって努力を重ねるべきであることを改めて痛感する次第であります。

政府は、昭和五十年代前期経済計画に基づいて、財政收支試算を公表し、昭和五十年代前半において健全財政への復帰を実現すべく全力を傾けています。

政府は、昭和五十年代前半において健全財政への復帰を実現すべく全力を傾けており、これを表明いたしておりますが、景気の回復、物価の安定、国民負担の公正かつ適正化への方向と整合性を保ちつつ、これが実現されるよう、政府の一層の努力を要請いたしまして、本案に対する賛成の討論といたします。

○鈴木一弘君 私は、公明党を代表して、たゞいま議題となつております、昭和五十一年度の公債発行の特例に関する法律案に対し反対の討論を行います。

まず、反対理由の第一は、政府の財政再建に対する熱意のなさについてであります。わが国の財政事情は、政府の失政により非常に厳しくなっていますことは、いまさら申すまでもありません。政

府も口を開けば財政再建を唱えてはおりますが、全くの絵にいたるものと言わざるを得ないのであります。財政再建の一つの目安として提出された

算ではなく、中期にわたる歳出、歳入の整合性ある見通しに基づいて再建の道を明らかにするべきであります。それなくして国民に犠牲と負担を強いる赤字国債の発行を安易に行う財政運営は承服できません。

反対理由の第二は、かねてより強く主張しておきました不公平税制の是正などがなされていないことであります。少なくとも赤字国債の発行条件として税制改正や歳出の洗い直しをすることは至上課題であります。不公平税制の是正やクロヨンなどで表現される徵税上の不公平の是正に真剣に取り組むべきであります。

また、補助金や既定経費を徹底的に洗い直し、行政機構を簡素化、合理化をするべきであります。このような国民の強い要望を無視した国債の発行は認めることができません。

反対の理由の第三は、財政法の精神を踏みにじって、巨額の赤字国債を発行し、国民への負担の増加と不公平をもたらすことであります。赤字国債の発行は、政府にとっては最も安易な財源獲得の道であるだけに、国債依存財政は拡大に次ぐ拡大を招き、国民に負担を強いる非常に危険な道であります。ゆえに財政法ではその発行を厳しく禁じております。しかるに政府は、この財政法の精神を無視するかのごとく、多量の赤字国債を発行し、かつ、今後数年間発行し続ける計画を立ております。このような政府の財政運営の失敗を当然のごとく国民に押しつける財政法無視の態度は許せません。

以上が、私の本法律案に反対する主な理由であります。財政再建の一つの目安として提出された以上が、私の本法律案に反対する主な理由であります。

○三治重信君 私は、民社党を代表して、たゞいま議題とされました昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案に賛成の意見を述べるものであります。

石油ショック以降三年余を経過するも、わが国経済は不況とインフレ、すなわちstagflationの経済から脱出できない現状であります。

すなわち消費者物価は九%を超え、一けた上昇の危険状態にあります。しかしに、需給ギャップは大きく、生産は停滞し、完全失業者は百万人を超えて、中小企業の倒産は高水準で不況脱出の見通しがつかないのであります。政府は、本年もまた

税収の増加を期待することができます。公債依存の民社党は、財政政策による減税、失業の緩和、中小企業倒産防止を図り、一日も早くこの長期不況の脱出、景気回復を本年度予算に期待しているところであります。このような意味において本年度予算の歳入補充のため赤字公債発行はやむを得ないものとして賛成するものであります。

しかしながら、次の諸点について特に要望いたします。

第一に、政府は昭和五十五年度をもって赤字公債をゼロにする財政試算表を実行する決意のもとに速やかに財政経済政策を再検討すべきときだと思います。財政支出の三〇%もの公債依存は危険であります。ますます財政は硬直化に突進をいたします。本年度中に昭和五十五年度予算には赤字公債ゼロの中期財政政策を確立し公表をせられたします。

第二に、昭和五十五年度末には公債残高五十五兆円余の巨額が予想されております。公債残高の削減に努力することはもちろんでありますが、この中期財政再建対策は、歳出の徹底的な洗い直しと税制改革について国民の自覚と納得を得られるものを期待するものであります。

第三に、昭和五十五年度末には公債残高五十五兆円余の巨額が予想されております。公債残高の削減に努力することはもちろんでありますが、この中期財政再建対策は、歳出の徹底的な洗い直しと税制改革について国民の自覚と納得を得るべくあります。現在のところ個人消化が予想以上に順調であるようではあります。民間資金需要が起きますと、公債価格の低下が予想され、公債消化に協力した者が損をすることのないよう細心の注意を払うべきであります。これがため、公債が庶民の財産形成に役立つよう積極的施策を考察し、実施すべきであります。

第三に、経済計画の中にマネーサプライ、すなわち通貨供給の問題を検討すべきであります。現在、日銀の管理通貨政策は国民一般によく知られておりません。最近、インフレは貨幣数量の管理よろしきを得れば防御できるという金融政策が提起されております。スタグフレーション現象は物やサービスの流通に対し、通貨供給が過剰となりバランスを失うこともあります。したがつて、経済計画の中にマネーサプライによって経済成長を規制するということではなく、目的とする経済成長に対し適正な貨幣供給量の計画が入るべきであります。物やサービスの動きに自動的に貨幣は動くということではなく、政府・日銀は景気対策として公定歩合の操作に加え、インフレを伴わない貨幣数量、マネーサプライの適正な管理に国民の協力を得るよう配慮すべきであります。

なお、償還財源の確保、償還計画の問題、資本・金融市場の育成、不公正税制のは正等幾多の問題が山積しております。経済の安定と雇用の確保は政府の重大な責務であります。このため財政の役割はますます重要性を持つてまいります。

た。財政の健全化は、いまや至上命令であります。赤字公債に係ることのよきな法案が提出されることのない日が一日も早く実現をすることを期待して討論を終わります。

○渡辺武君 日本共産党を代表して、昭和五十二年度の公債特例法案に反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、本法案が低成長下でのインフレをますます高進させることであります。政府の財政収支試算によつても、赤字公債を含む大

量の公債発行は今後も続き、国債発行残高は今年度末の三十一兆円から五十五年度末の五十五兆円に急増することになつています。政府は、市中消

化に徹するからインフレは起らないなどと述べておらず、景気の回復とともに買いオペ等を通じてこの保有はますます増加し、通貨の増発と物価高を一層激しく推し進めるものであることは明

白であります。しかも政府は、わが党の提起した

日銀買いオペや通貨増発の制限など、適切なインフレ対策に耳をかそらともしていません。

反対の第二の理由は、本法案が国民に対し将来一層激しい重税と福祉切り下げの苦しみをもたらすところにあります。

政府は、今年度すでに二兆三千億円、五十五年

度には実に四兆七千五百億円にも達する国債費に見られるように、公債の利息と元金の支払いをす

べて国民に負担させ、その税源の有力候補として一般消費税や付加価値税の導入の検討を公言してあります。これらの税制が物価に織り込まれ、低所得の人ほど重い負担をかけ、中小企業に大打

撃を与える最悪の大衆課税であることは言うまであります。

反対の理由の第三は、本法案が財政危機をさらに一層激化させることであります。

政府は、戦後確立された健全財政主義の最大の

法的保障である財政法四条の趣旨を公然と踏みに

じり、今年度で三年連続の特例法で大量の公債発行を強行しております。しかも財政の三割を公債

に依存するという他国に例のない浪費財政で、こ

れまた他国に例のない六・七%という大企業本位

の高度成長政策を、国際的の責務などとまで述べ

て、今後も続けようとしております。このような

政策が財政の危機を一層激化させるものであることは明らかであります。

このよきな国民生活と健全財政を踏みにじる道

筋ではなく、大企業・大資本家優遇の不公平税制を徹底的に改廃し、また防衛関係費など不要不急の

浪費を削減するなど、税、財政、金融の民主的転換を行なうことこそ今日の急務であることを強調して討論を終わります。

○委員長(安田隆明君) これにて討論は終局いたしました。

昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案に対する附帯決議案を朗読いたします。

○野々山一三君 私は、ただいま可決されました民社党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

まず、案文を朗読いたします。

昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、健全財政を確立するため、財政収支の改善に全力をつくすとともに、極力国債発行額を圧縮し、昭和五十年代前半には特例公債依存

の財政から脱却し得るよう努めること。

二、国債は、後世代の国民の負担となることに留意し、償還財源の確保に努め、償還に支障のないようすること。

三、財政支出のうち、不要不急の経費の削減に努めるとともに、補助金行政の洗い直しを行なうなど、引き続き財政改革を進めること。

四、財源対策としての税制改革に当たつては、負担の公平化に重点を置いて、直接税・間接

税のあり方など、中・長期にわたる税制の基本的見直しを行うこと。

五、国債及び地方債の発行が、民間の資金需要を圧迫することのないよう配意すること。

六、国債の個人消化を促進するとともに、公社債市場の整備・育成に努めること。

○委員長(安田隆明君) これにて討論は終局いたしました。

○委員長(安田隆明君) ただいま野々山君から提

律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

野々山君から発言を求められておりますので、これを許します。野々山君。

昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案に対する附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

野々山君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

野々山君から発言を求められておりますので、これを許します。野々山君。

昭和五十二年度の公債の発行の特例に関する法律案に対する附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

野々山君から発言を求められておりますので、これを許します。野々山君。

出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 全会一致と認めます。よつ

て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

野々山君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田隆明君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

野々山君から発言を求められておりますので、これを許します。野々山君。

○野々山一三君 私は、ただいま可決されました国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

ます、案文を朗読いたします。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

〔案文〕

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、発展途上国の債務が累増しつつある現状にかかるがみ、国際的に恵みの負担をすることによつて、発展途上国の経済開発を推進し、もつてその生活水準の向上に資するよう努力すること。

二、国際通貨基金の任務の重大性にかんがみ、その増資などに当たっては、最近における各國の経済の実態が適切に反映されるよう努めるること。

以上であります。

○委員長(安田隆明君) ただいま野々山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田隆明君) 全会一致と認めます。よつて、野々山君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坊大蔵大臣から発言を求めておりますのでこれを許します。坊大蔵大臣。

○國務大臣(坊秀男君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨に沿つて十分努力いたしたいと存じます。

○委員長(安田隆明君) なお、ただいま可決されました三法案についての審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(安田隆明君) 御異議ないと認め、さよならに御了承いたします。

次回は、二十六日午前十時とし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十六分散会

を目的とする。

第一条 この法律において「貸金業」とは、いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介をする行為で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 国及び地方公共団体が行うもの

二 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公

庫、日本輸出入銀行、日本開発銀行、銀行、信託会社、保険会社、証券金融会社、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信託組合、農業協同組合、水産業協同組合、塩業組合その他その業を行うにつき他の

法律に特別の規定のある者の行うもの

三 物品の売買、運送若しくは保管又は物品の売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

四 営業所又は事務所の名称及び所在地

五 個人である場合においては、その者の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときには、その者の氏名及び住所

六 資金額又は寄附財産の金額並びにその役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

七 登記及びその通知

八 個人である場合においては、その者の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときには、その者の氏名及び住所

九 登記簿に登録しなければならない

第十 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条の登記の申請があつたときは、次条第一項の規定により登記を拒否する場合を除き、前条第一項

十一 各号に掲げる事項並びに登記の年月日及び登記番号を貸金業者登録簿に登録しなければならない

十二 賃金業者登録簿に登録しなければならない

第十三条 貸金業を行おうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して

その事業を行おうとするときは大蔵大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を行おうとするときは当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

第十四条 前条の登録を受けようとする者は、次の

第十五条 第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該

第十六条 第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該

第十七条 第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

第十八条 第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項

第十九条 第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否する場合は、登記の年月日及び登記番号を貸金業者登録簿に登録しなければならない

第二十条 第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否する場合は、登記の年月日及び登記番号を貸金業者登録簿に登録しなければならない

第二十一条 第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否する場合は、登記の年月日及び登記番号を貸金業者登録簿に登録しなければならない

第二十二条 第七条 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否する場合は、登記の年月日及び登記番号を貸金業者登録簿に登録しなければならない

第二十三条 第八条 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否する場合は、登記の年月日及び登記番号を貸金業者登録簿に登録しなければならない

第二十四条 第九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否する場合は、登記の年月日及び登記番号を貸金業者登録簿に登録しなければならない

第二十五条 第十条 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否する場合は、登記の年月日及び登記番号を貸金業者登録簿に登録しなければならない

る場合においては、その資本金額若しくは出資金額又は寄附財産の金額並びにその役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者

の氏名及び住所

の資本金額若しくは出資金額又は寄附財産の金額並びにその役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者

の氏名及び住所

行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から三年を経過しない者

四 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人又は法人でない社団若しくは財団である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人又は法人でない社団若しくは財団の役員又は代表者若しくは管理人(いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの者と同等以上の支配力を有する者を含む。以下この項において同じ。)であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)

五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

六 法人又は法人でない社団若しくは財団である者(役員、代表者若しくは管理人又は政令で定める使用人のうちに第一号から第四号までの二に該当する者のあるもの)

七 個人で政令で定める使用人のうちに第一号から第四号までの二に該当する者のあるもの

大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録行政手続の変更の場合における経過措置)

第七条 第三条の大蔵大臣の登録を受けた者が、その登録を受けた後一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を有することとなつて引き続き貸金業を行おうとするときは、その日から三十日間は、当該営業所又は事務所の所在地を管轄する同条の都道府県知事の登録を受けているものとみなす。その者がその期間内に同条の都道府県知事の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。(貸金業者の届出事項)

第八条 貸金業者は、第四条の申請書又はその添付書類に記載された事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 貸金業者が貸金業を三月以上の期間にわたつて休止しようとするとき、又は三月以上の期間にわたつて休止した後貸金業を再開したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 貸金業者が次の各号の一に該当することとなる場合は、当該各号に掲げる者は、

その日(第一号の場合にあつては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 貸金業者が死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合又は法人でない社団若しくは財団が合併に相当する行為により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者又はその法人でない社団若しくは財団の代表者若しくは管理人であつた者

三 貸金業者が破産した場合 その破産管財人

四 法人又は法人でない社団若しくは財団が合併又は合併に相当する行為及び破産以外的理由により解散した場合 その清算人

五 貸金業を廃止した場合 貸金業者であつた個人、貸金業者であつた法人を代表する役員

六 法人の代表者若しくは管理人

(登録の失効)

第九条 第七条に規定する者が同条前段に規定する場合に該当することとなつたとき、又は第三条の大蔵大臣の登録を受けた後一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を有することとなつたとき、又は第三

条の大蔵大臣の登録又は都道府県知事の登録を受けた後一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を有することとなつたときは、その日から三十日間は、当該営業所又は事務所の所在地を管轄する同条の都道府県知事の登録を受けた後一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を有することとなつたものとみなす。その者がその期間内に同条の大蔵大臣の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。(貸金業者の届出事項)

録又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

一二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を有することとなつたとき。

二 当該都道府県の区域内における営業所又は事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置することとなつたとき。

三 貸金業者が前条第三項第四号又は第五号に該当したこととなつたときは、その者に係る第三条の大蔵大臣の登録又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

2 貸金業者が前条第三項第四号又は第五号に該当したこととなつたときは、その者に係る第三条の大蔵大臣の登録又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

3 前項の規定に違反する契約は、その違反する部分については、当該掲示の内容によりされたものとみなす。

4 前項の規定に違反する契約は、その違反する部分については、当該掲示の内容によりされたものとみなす。

2 前項の利息計算の方法の掲示については、具体的な例を表示してしなければならない。

3 貸金業者は、第一項に規定する事項に係る掲示の内容と異なり、かつ、顧客の不利益となるような契約をしてはならない。

4 前項の規定に違反する契約は、その違反する部分については、当該掲示の内容によりされたものとみなす。

(書面の交付)

第十六条 貸金業者は、金銭の貸付けの契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法)によつてする金銭の交付の場合にあつては、これに準ずるものとして大蔵省令で定める事項)について契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

一 貸付金の額

二 返済金(利息の支払分を含む。以下同じ。)の返済の時期及び方法

三 返済金の額(分割返済の場合にあつては、返済金の総額及び各回ごとの返済金の額)

四 利息計算の方法及び利息の額(分割返済の場合にあつては、利息の総額及び各回ごとの利息の額)

五 返済金を当該返済の時期までに返済しなかつた場合の措置に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

第三章 貸金業に関する監督

(指⽰)

第十七条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該貸金業者に対して、必要な指示をすることができる。

一 この法律、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律又は貸金業者の自主規制の助長に関する法律の規定に違反したとき。

二 業務に関し不当若しくは不誠実な行為をし

たとき、又は不当若しくは不誠実な行為をするおそれが大きいと認められるとき。

三 業務に関し第一号に規定する法律以外の法令に違反し、貸金業者として不適当であると認められるとき。

(業務の停止)

第十八条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する

場合においては、当該貸金業者に対し、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 前条第一号又は第三号に該当するとき。

二 前条の規定による指示に従わないとき。

三 この法律の規定に基づく大蔵大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

第六条第二項の規定は、前項の場合に準用す

(登録の取消し)

第十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消さなければならぬ。

一 第六条第一項各号(第四号を除く。)の一に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条の登録を受けたと認定する。

三 前条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

四 前条第一項の規定による業務の停止の処分を受けた場合において、当該処分の日から三年以内に再び同項の規定による業務の停止の処分を受けたとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(聴聞)

第二十条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第十七条、第十八条第一項又は前条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告した上、公

開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見述べる機会を与えなければならない。

(監督処分の公告)

第二十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第十八条第一項又は第十九条第一項の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(業務報告書)

第二十二条 貸金業者は、事業年度(事業年度の定めがないときは、毎年四月から翌年三月までとする)ごとに業務報告書を作成して当該事業年度経過後三月以内に、その登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に提出し、かつ、これを當業所又は事務所に備えて置かなければならぬ。ただし、やむを得ない理由がある場合には、期間を定めあらかじめその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事の承認を受けたときは、その提出を延期することができる。

2 前項の業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

(報告及び検査)

第二十三条 大蔵大臣又は都道府県知事は、貸金業の公正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対し

てその業務に關し報告させ、又はその職員に、その営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させる

ことができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第四章 雜則

(登録免許税及び手数料)

第二十四条 第三条の大蔵大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)で定めるところにより登録免許税を、同条の都道府県知事の登録を受けようとする者は、政令で定めるところにより手数料を、

それぞれ納めなければならない。

(権限の委任)

第二十五条 この法律の規定により大蔵大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、財務局長又は財務部長に行わせることができることとする。

(省令への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

2 第五章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して貸金業を行つた者

二 第十一条の規定に違反して他人に貸金業を行わせた者

三 第十八条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

2 第二十八条 第十三条の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四条の申請書又はその添付書類に虚偽の記載をした者

二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十四条、第十五条第一項、第二項若しくは虚偽の届出をした者

四 第二十二条の規定による業務報告書の提出をせず、若しくは業務報告書に虚偽の記載を

し、又は同条の規定に違反して業務報告書を備えて置かなかつた者

五 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条 法人(法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者(当該法人でない社団又は財團の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は財團の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない社団又は財團を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十一条 第八条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

2 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第七条第一項の規定による届出をして貸金業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から

三十日間は、第三条の登録を受けた者とみなして、この法律の規定(第十九条第一項第一号を除く。)を適用する。その者がその期間内に第

四条第一項の申請書を提出した場合において、その期間を経過したときは、その登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

